

第1章 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

笠松町(以下、「本町」という。)は、平成19年3月に策定した笠松町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画[平成19年度~28年度](以下、「前計画」という。)により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を計画し、ごみの減量化を図ってきました。

前計画の目標年度(平成28年度)には至っていませんが、本町の可燃ごみを焼却している岐阜羽島衛生施設組合*(以下、「組合」という。)の可燃ごみ処理施設の稼働停止に伴い、処理を民間業者委託に変更するため、計画の見直しを行うとともに、生活排水処理に関する事項を追加し、次期ごみ処理施設が稼働するまでの処理方法を定めた、新たな笠松町一般廃棄物処理基本計画[平成28年度~42年度](以下、「本計画」という。)を策定します。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図1-1に示すとおりであり、本計画は、本町総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

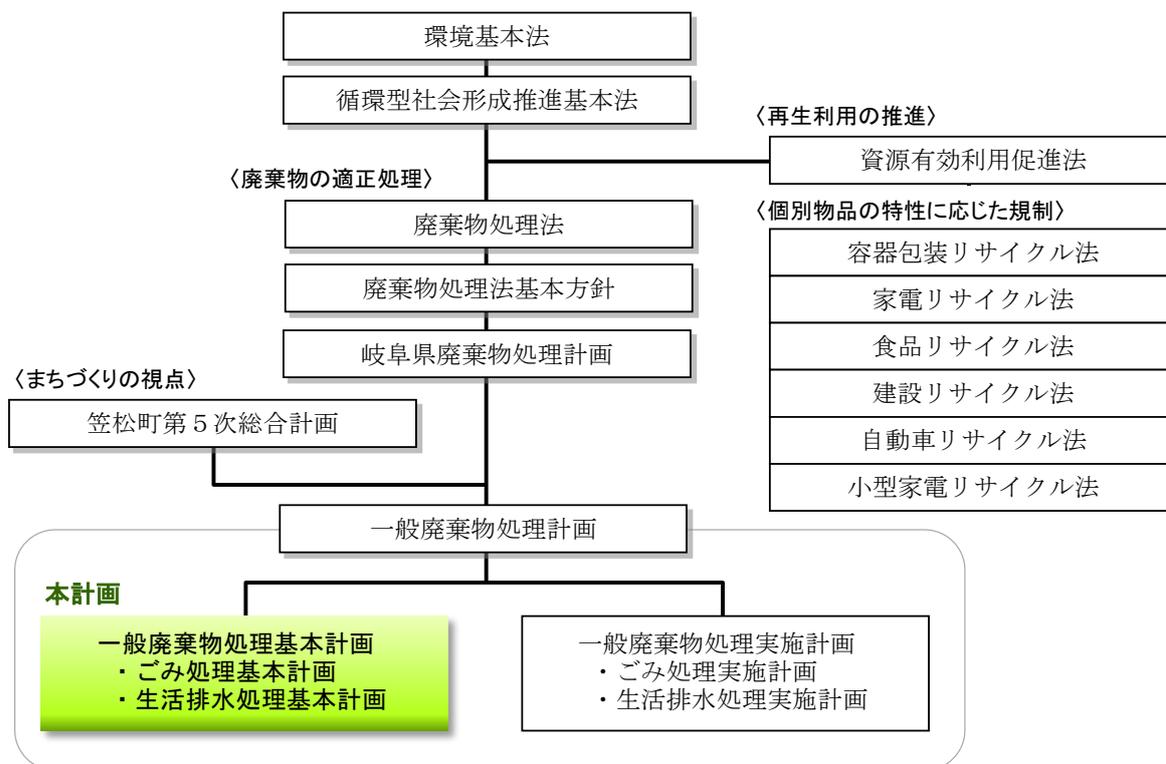


図1-1 計画の位置づけ

※ 笠松町、岐阜市、羽島市、岐南町の2市2町が廃棄物の処理並びに施設の建設及び維持管理等を共同で行うために組織した一部事務組合。

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

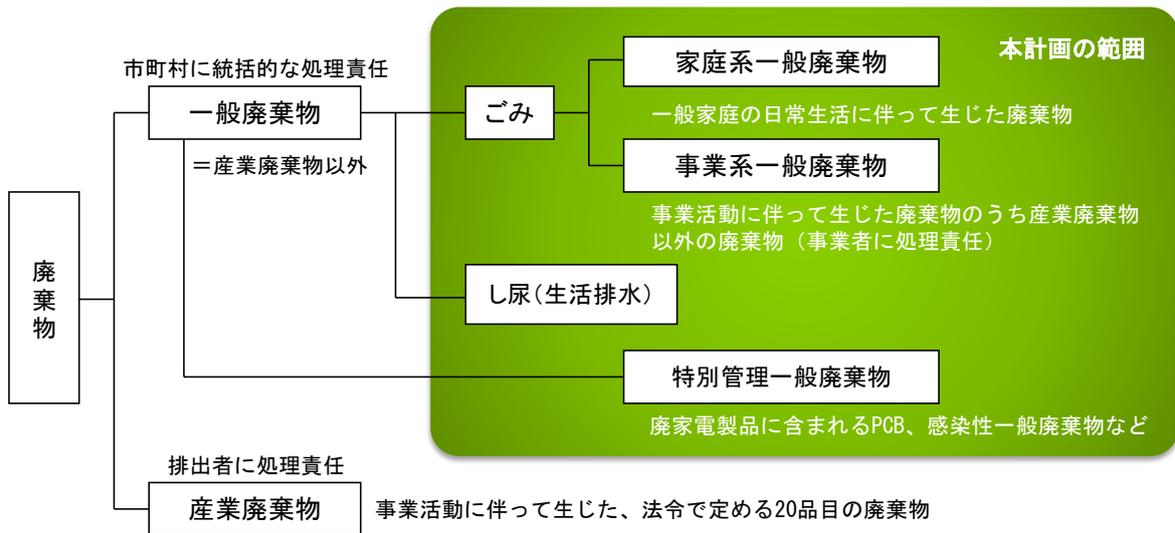


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 42 年度の 15 年間もしくは、組合の次期ごみ処理施設が稼働するまでの期間とします。

なお、計画は概ね 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
内容・計画期間	前計画 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画										本計画(15年間)													
											前期			中期			後期							
											一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画													
											笠松町第5次総合計画													
国											廃棄物処理法に基づく基本方針													
県											第2次岐阜県廃棄物処理計画													

図 1-3 計画の期間

第2章 計画策定の背景

1. 社会の動き

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を持ち、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊等様々な環境問題にも密接に関係しています。

我が国では、これまで、3R の取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、国民の意識の向上等により、資源化率の向上、最終処分量の大幅削減が実現しています。

今後、循環型社会の形成を更に推進していくためには、循環を「量」の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおく「リサイクル（資源化）」の推進だけでなく、循環を「質」の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという、「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」の2Rを優先的に進める新たなステージへの移行が求められています。

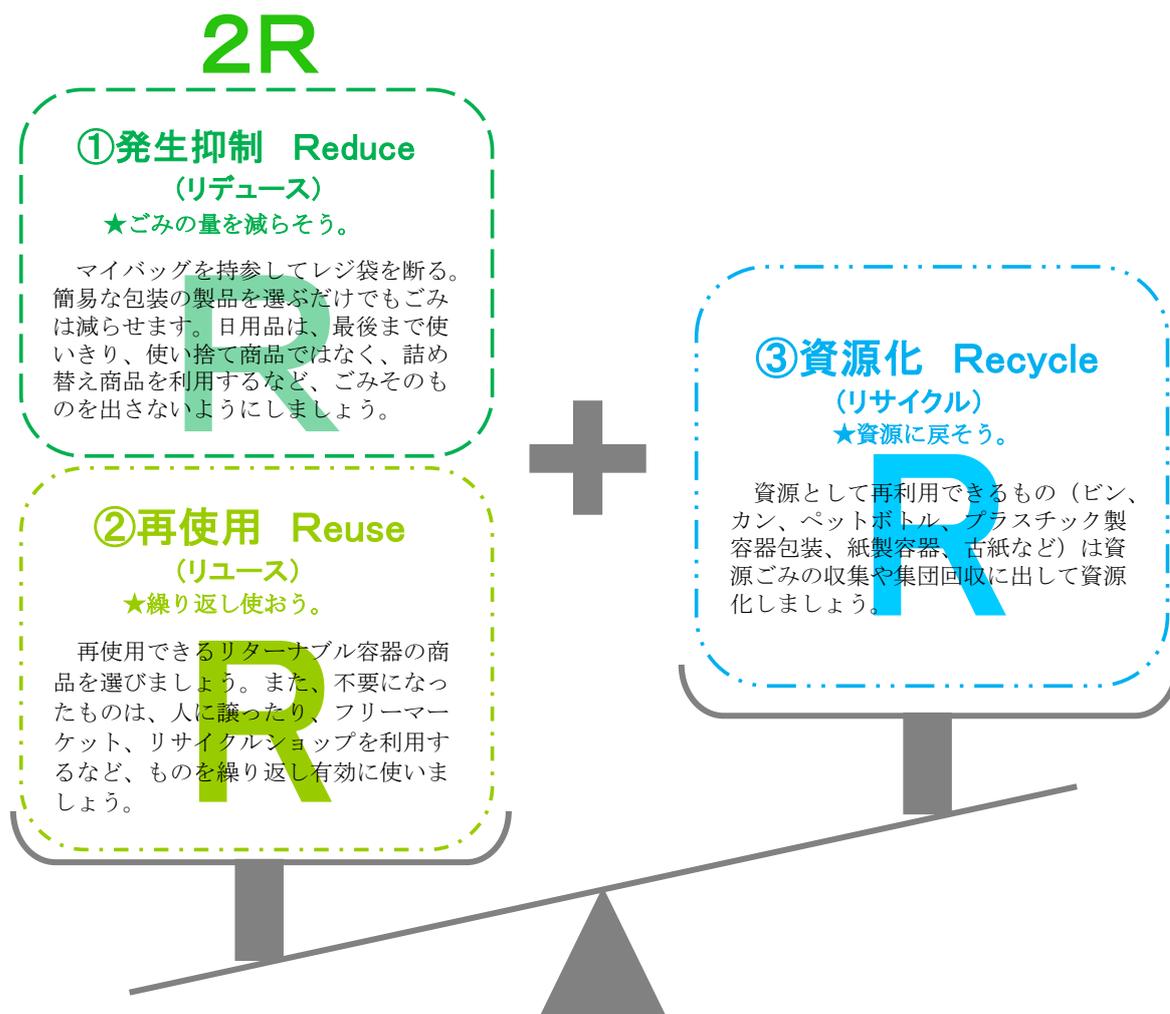


図 2-1 2R（発生抑制・再使用）の推進

2. 笠松町の動き

(1) 廃棄物処理の歴史

① 清掃事業の経緯

本町の清掃事業の経緯を、表 2-1 に示します。

表 2-1 (1) 清掃事業等の経緯年表

年度	事業の経緯
明治 22	町政施行
昭和 25	松枝村と合併
30	下羽栗村と合併
36	岐阜市、羽島郡 4 町で、岐阜市羽島郡衛生施設組合設立
38	組合の旧し尿処理施設竣工、し尿の広域処理を開始
40	組合の旧ごみ処理施設竣工、ごみの広域処理を開始
47	笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布
55	組合の現し尿処理施設竣工
59	生ごみ減量化推進補助金制度開始
63	下水道事業認可
平成元	下水道事業着手
4	水洗便所等改造工事助成金制度開始
	水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する制度開始
5	生活排水対策推進地域に指定
	笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正
	資源集団回収事業奨励金制度開始
	笠松町廃棄物減量等推進員設置要綱制定
6	生活排水対策推進計画策定
7	組合の現ごみ処理施設稼働
	廃棄物減量等推進員委嘱
9	びん、缶の分別回収開始
10	ペットボトル、古紙類の分別回収開始
11	電気式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
12	白色トレイの分別回収開始
	燃えるごみの透明・半透明のごみ袋使用を導入
13	紙製容器包装の分別収集開始
14	プラスチック製容器包装の分別回収開始
	羽島市加入により組合名称を、岐阜羽島衛生施設組合に改称
17	町内会単位の資源ごみ回収モデル事業の開始
	廃棄物減量等推進員の増員
18	笠松町美しいまちづくり条例公布
	びんの色分け及び缶の材質（スチール・アルミ）の分別収集開始
	全町的に資源ごみ回収事業の開始

表 2-1 (2) 清掃事業等の経緯年表

年度	事業の経緯
20	町内スーパーマーケット等とレジ袋削減に関する協定締結
24	ダンボールコンポスト購入費補助金制度開始
	生活排水対策推進計画改訂
26	使用済み小型家電分別回収開始
27	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画策定
	平成 28 年 3 月に組合の現ごみ処理施設停止

② ごみ排出量の推移

過去 18 年間における本町のごみ排出量^{※1}は、平成 15 年度にピークを迎え以降は減少傾向にあります。

ピーク時の平成 15 年度約 11,000 トンと比較すると、平成 26 年度のごみ排出量は約 30%減少し約 7,500 トンとなっています。

しかし、同時に再資源化率^{※2}もピークの 23%から減少し、平成 26 年度には約 12%になっていますが、これは平成 17 年度から古紙類の収集が月 2 回から月 1 回に変更になったことと、この数年急速に民間業者の設置する無人の古紙回収ボックスが増えたこと等により、本町の把握できない民間による資源回収量が増えたことが大きな要因であると考えられます。

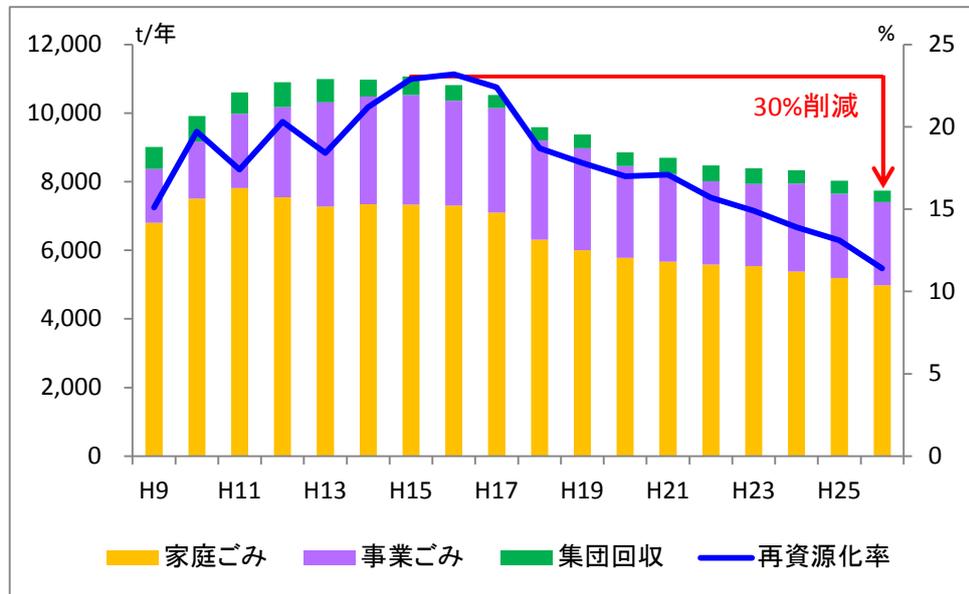


図 2-2 ごみ排出量の推移

※1 組合のごみ処理施設で処理した、合わせ産業廃棄物の量は含みません。

※2 再資源化率：排出された全てのごみのうち、資源ごみ及び集団回収で集められた資源の割合。

③ 生活排水処理率の推移

本町の生活排水処理率[※]の推移は図 2-3 に示すとおりであり、平成 4 年度に 6.8% であった生活排水処理率は、公共下水道の普及に伴い平成 26 年度には 73.0% まで上昇しています。

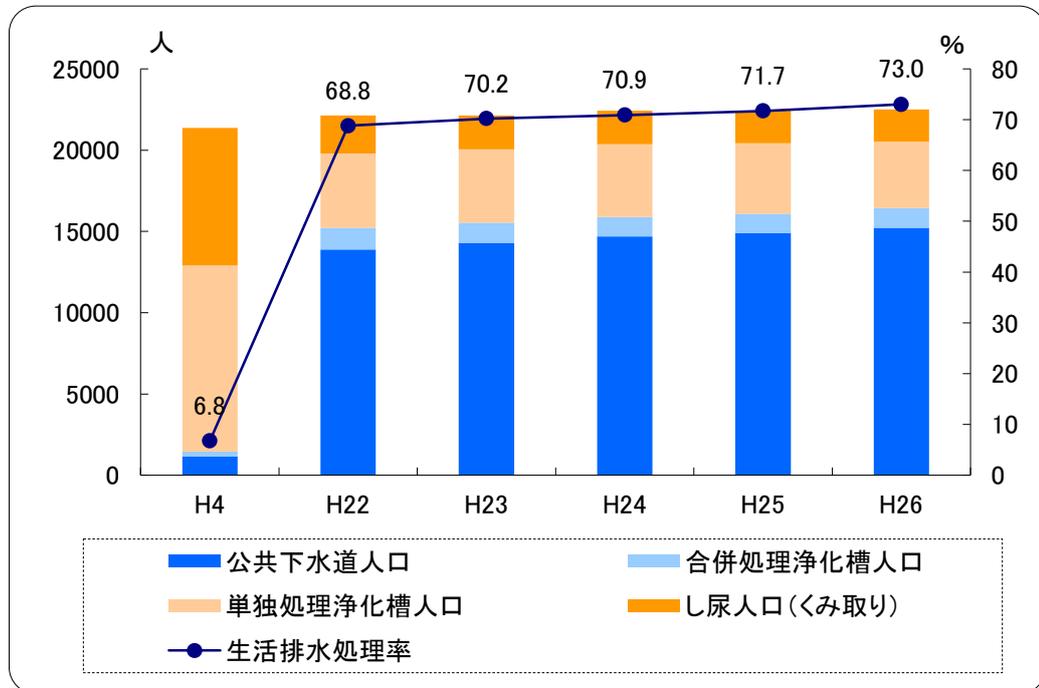


図 2-3 生活排水処理率の推移

※ 生活排水処理率：総人口に対して、公共下水道及び合併処理浄化槽を使用している人口の割合

(2) ごみ処理の評価

本町のごみ処理の状況（平成 26 年度実績）を、表 2-2 に示す 7 つの項目について岐阜県の平均値（平成 25 年度実績）と比較し、指数により評価しました。

図 2-4 は、岐阜県平均を 100 とした時の本町の評価値[※]の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの七角形が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本町の評価値は、1 人 1 日あたりごみ総排出量及び家庭系可燃ごみ排出量を除き基準値 100 を下回り、低い評価となっています。特に「家庭系不燃・粗大ごみ排出量」と、「リサイクル率」の項目が低くなっています。

表 2-2 7 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	笠松町	岐阜県	評価値
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	889	928	104.2
家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	478	482	100.8
家庭系不燃・粗大ごみ排出量	g/人・日	70	47	51.1
家庭系資源ごみ排出量	g/人・日	89	141	63.1
リサイクル率	%	12.1	19.7	61.4
最終処分率	%	9.7	8.3	83.1
1 人あたり処理費用	円/人	14,018	12,414	87.1

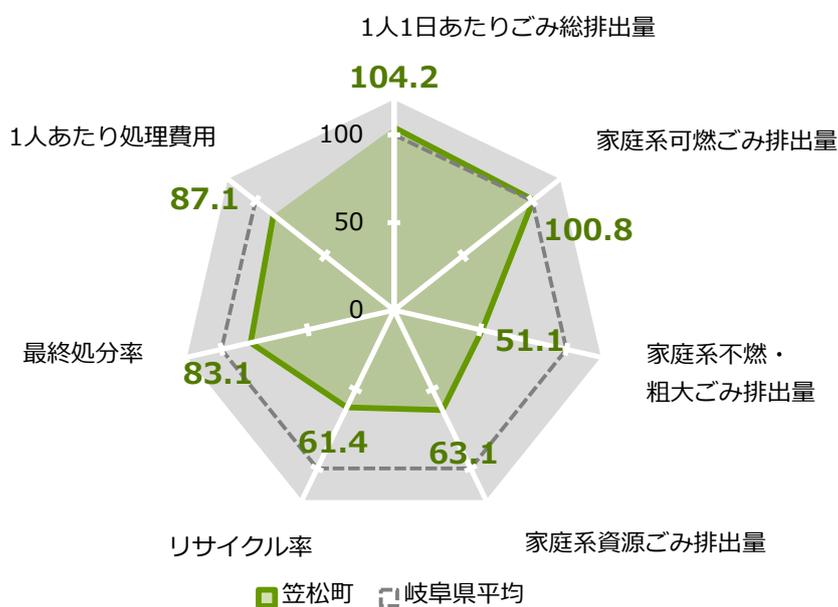


図 2-4 本町のごみ処理の評価（岐阜県平均との比較）

※ 評価値は『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

第3章 前計画の総括

1. 前計画の目標進捗状況

前計画で数値目標を定めた、1人1日ごみ排出量※、再生利用率、及び最終処分量の目標進捗状況は、表3-1及び図3-1～図3-3に示すとおりです。

1人1日ごみ排出量は、目標値を下回っていますが、再生利用率、最終処分量の目標値は、次期ごみ処理施設の稼働を前提にした目標値であるため、達成が困難な状況です。

表3-1 目標進捗状況

項目	基準値 (平成17年度)	実績値 (平成26年度)	目標値 (平成28年度)
1人1日ごみ排出量	1,182 g	849 g	1,020 g
再生利用率	22.8%	12.1%	28.8% 注)
最終処分量	2.4 t/日	2.1 t/日	1.1 t/日 注)

注) 再生利用率、最終処分量の目標値は、次期ごみ処理施設の稼働を前提としていました。

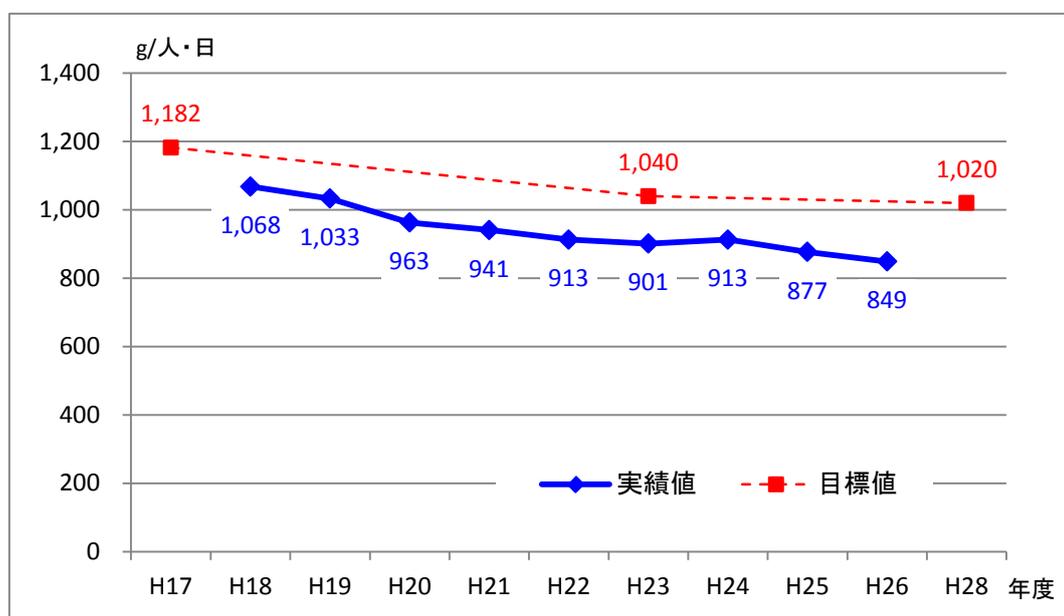


図3-1 ごみ総排出量の目標進捗状況

※ 1人1日ごみ排出量 = (ごみ総排出量 - 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

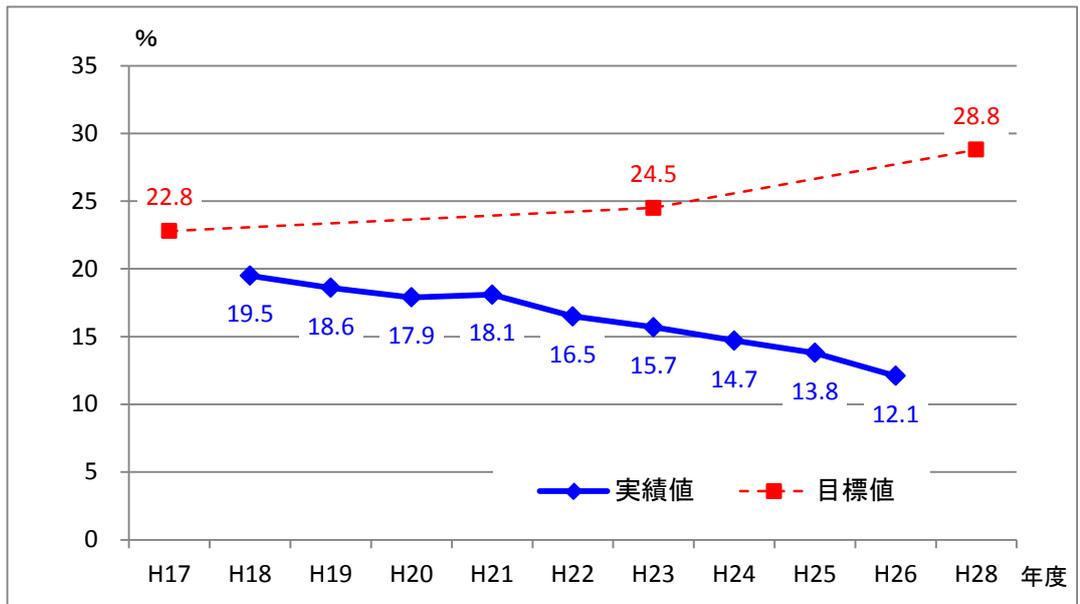


図 3-2 再生利用率の目標進捗状況

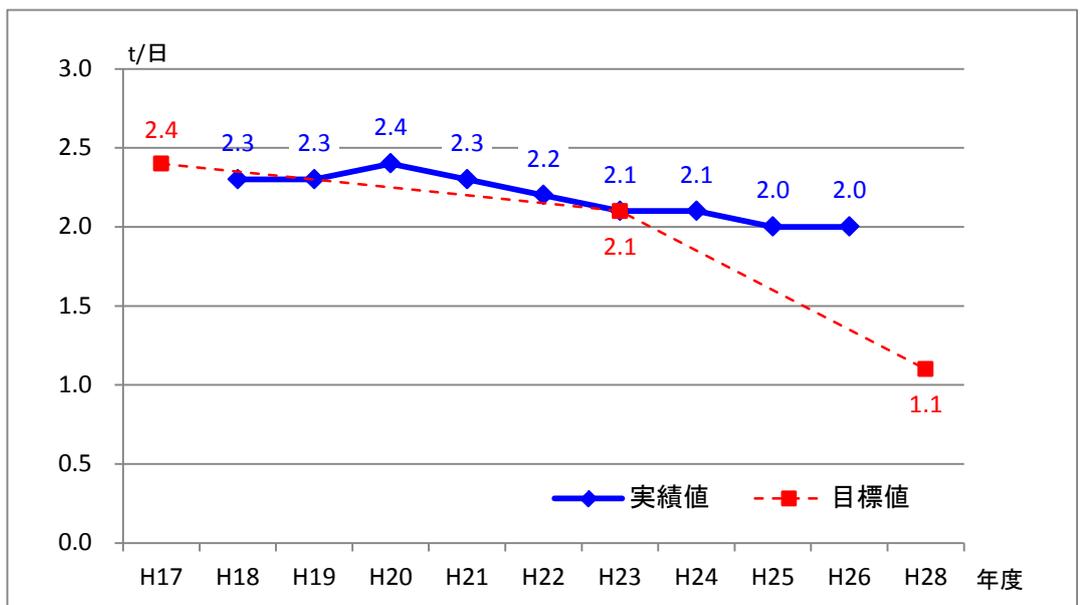


図 3-3 最終処分量の目標進捗状況

2. 前計画の施策実施状況

前計画に示された施策の実施状況は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 前計画に示された施策の実施状況

内 容	実施状況	評価
生ごみ減量化推進補助金制度の拡大・推進	平成 24 年 4 月に、ダンボールコンポストを追加。	○
ごみ処理の有料化検討	検討するも未実施。	△
燃えるごみ中の資源物を回収	平成 27 年 4 月から、資源ごみの収集品目に「古布」を追加。	○
広報活動・イベント等の実施	平成 24 年度からダンボールコンポスト生ごみ減量講習会を開催。 広報かさまつで、ごみの減量等について適宜呼びかけを実施。	○
環境教育の実施	廃棄物減量等推進委員会議を定期的に行う。	○
資源集団回収奨励金制度の促進	報奨金額を随時見直し。	○
次期ごみ処理施設の確保	現施設は、平成 22 年度末に 5 年間稼働を延長し、平成 27 年度末に稼働停止。次期ごみ処理施設の建設には至らず、緊急措置として民間焼却施設での対応を検討。	△
最終処分場建設の検討	未実施。	×

※ 評価欄記号の説明 ○⇒実施済 ・ △⇒一部実施済 ・ ×⇒未実施

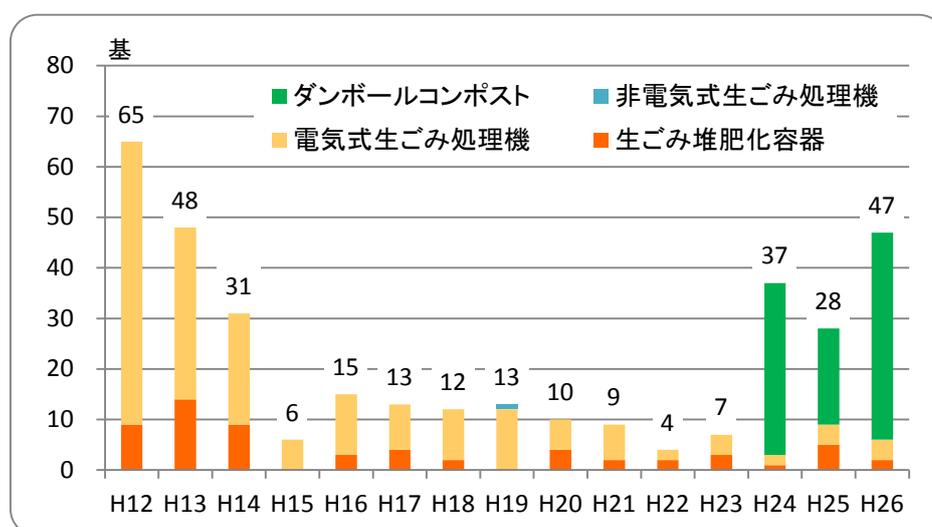


図 3-4 生ごみ減量化推進補助金交付実績

第4章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体制

(1) ごみ区分の定義

本町及び組合が受け入れているごみは、その排出源によって「家庭ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。

さらに、家庭ごみは、品目によって「燃えるごみ」「燃える大型ごみ」「不燃ごみ（金物・ガレキ）」「有害物」「資源物」の5つに区分され、そのうち資源ごみを除く処理・処分を必要とするごみを「家庭系ごみ」と区分します。

また、地域の各種団体が行う集団回収、民間事業者による古紙回収、食品トレイ、インクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

なお、笠松競馬場及び厩舎等から発生する馬ふんは、事業系ごみとして町外の堆肥化施設で資源化されていますが、本計画で量の把握は行いません。

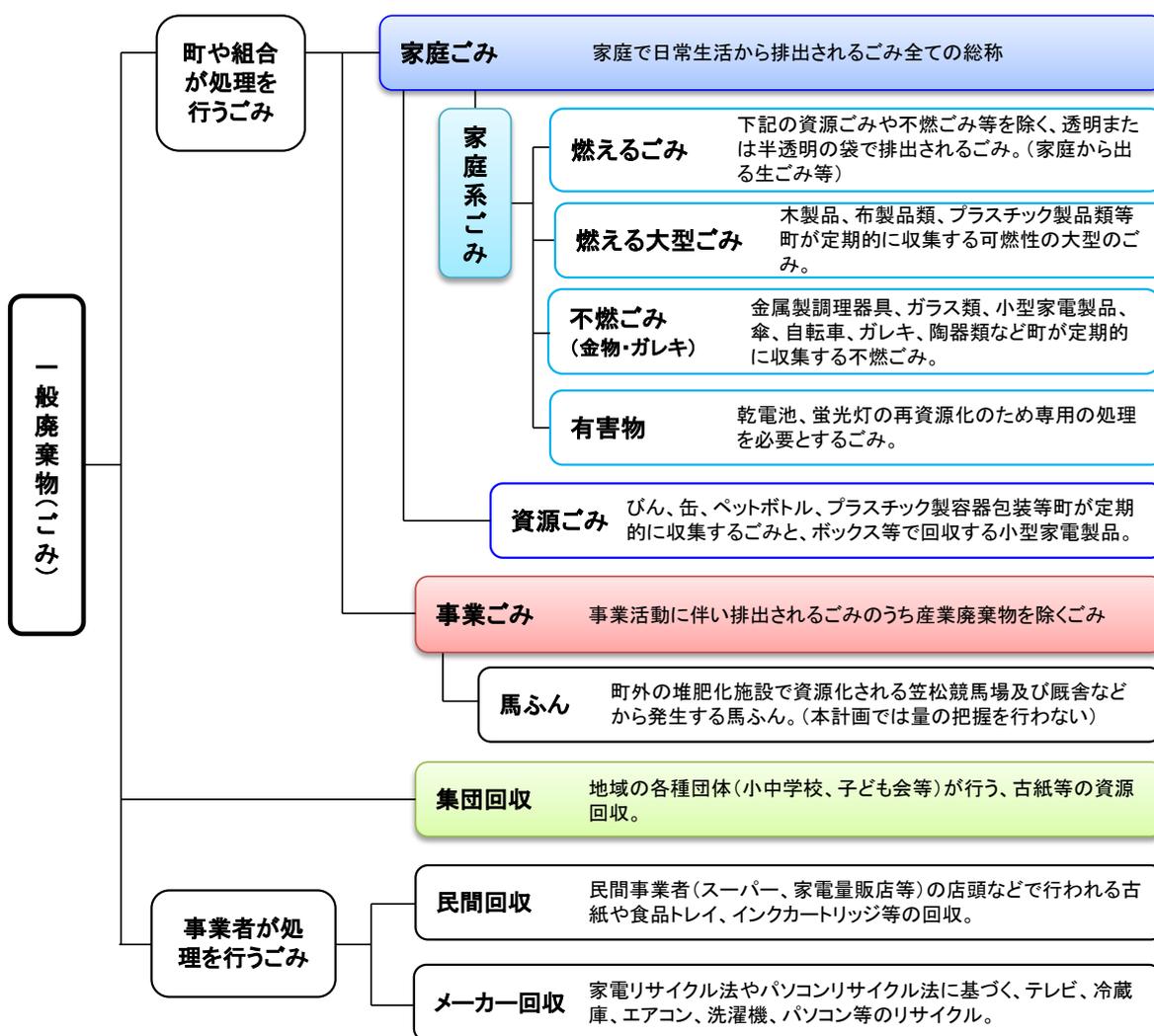


図 4-1 ごみの区分

(2) 分別区分

本町における家庭ごみの分別区分は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 分別区分 (平成 27 年度)

ごみの種類		内 容
燃えるごみ		台所ごみ (食品くず・残飯等)、靴、紙おむつ、剪定枝・葉・草等
燃える大型ごみ		木製品類：タンス、テーブル、机、イス等 布製品類：布団、毛布、座布団、じゅうたん、カーペット、カーテン、30cm 以上の大きなぬいぐるみ、リサイクルできない衣類等 プラスチック製品類：洗面器、バケツ、風呂用イス、おもちゃ、玩具、ハンガー、衣装ケース、ポリ容器等 ホース、ロープ等ひも状の長いもの
不燃ごみ (金物)		金属製調理器具、小型家電製品、傘、自転車等
不燃ごみ (ガレキ)		ガラス類：コップ、白熱電球、板ガラス 陶器類：茶碗、皿、植木鉢等 ガレキ
有害物		乾電池、蛍光灯
資源ごみ	ビン	無色透明、茶色、その他の色に分別
	カン	スチール缶、アルミ缶に分別
	ペットボトル	ペットボトルマークの付いたもの
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークの付いた、ケース、パック、カップ、袋、ボトル、チューブ等
	古紙類等	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着・古布
	紙製容器包装	紙製容器包装マークの付いた、紙箱、包装紙、紙袋、台紙等
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機等
	パソコン	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ
収集しないごみ	一時多量ごみ	引っ越し等に伴う多量のごみ
	事業ごみ	事業活動に伴うごみ
収集できないごみ (適正処理困難物)		消火器、灯油・廃油、ガスボンベ、タイヤ、オートバイ、劇薬・農薬、バッテリー、注射器、ピアノ・オルガン、耐火金庫、畳、農業用機械

(3) ごみ処理フロー

平成 27 年度における本町のごみ処理フローは、図 4-2 に示すとおりです。

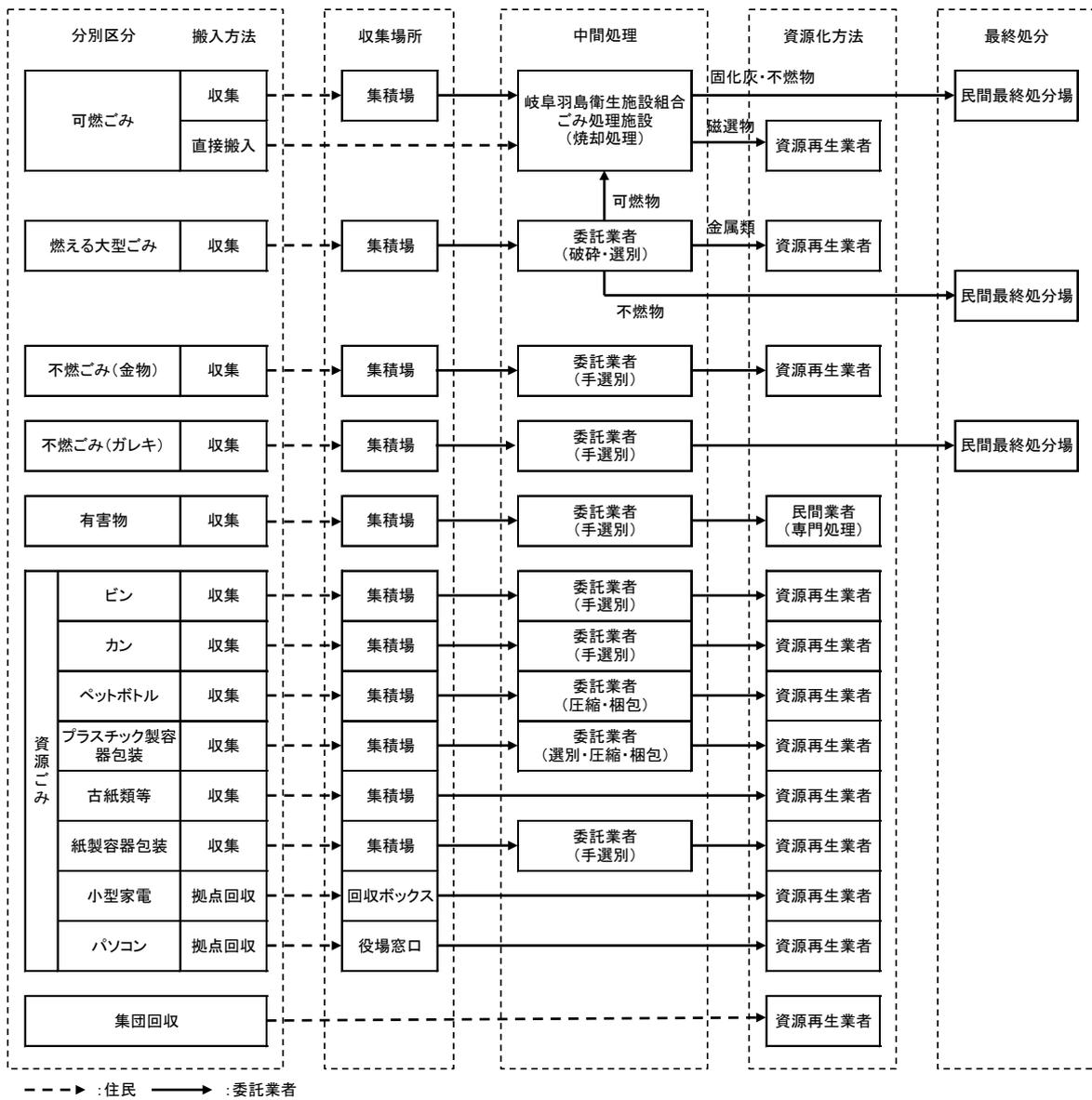


図 4-2 ごみ処理フロー (平成 27 年度)

(4) 収集・運搬

本町における家庭系ごみの収集・運搬体制は、表 4-2 に示すとおりです。
 事業系ごみの収集・運搬は、許可業者もしくは事業者自ら行います。

表 4-2 収集・運搬体制（平成 27 年度）

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	収集容器	
燃えるごみ		委託	ステーショ ン回収	週 2 回	指定シール	
燃える大型ごみ				隔月	-	
不燃ごみ（金物）						
不燃ごみ（ガレキ）						
有害物				資源 ごみ	月 1 回	コンテナ
ビン	網袋					
カン						
ペットボトル	袋					
プラスチック製容器包装						
古紙類等						
紙製容器包装	月 1 回	-				
小型家電	-	拠点回収	随時	ボックス		
パソコン				役場窓口		



資源ごみ回収

(5) 中間処理

本町の燃えるごみは、組合のごみ処理施設において、焼却処理が行われています。

燃える大型ごみについては、民間業者の中間処理施設で破碎・選別後、焼却処理、資源化、最終処分が行われています。

不燃ごみ（金物・ガレキ）は、委託業者の中間処理施設で選別後に、資源再生業者で資源化及び民間最終処分場での埋立処分が行われています。

資源ごみは委託業者の中間処理施設で圧縮・梱包処理等し、資源再生業者に引き渡され、資源化されています。

表 4-3 岐阜羽島衛生施設組合 ごみ処理施設の概要

項目	内容
名称	岐阜羽島衛生施設組合 ごみ処理施設
所在地	岐阜市境川 5 丁目 147 番地
面積	敷地面積：6,165m ² 建築面積：工場棟・管理棟 1,821m ²
処理能力	180t/日（60t/24h×3 炉）
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
運転管理	直営・委託
建設年度	平成 7 年 3 月竣工

出典：岐阜羽島衛生施設組合

(6) 最終処分

本町は、最終処分場を有していません。このため、燃えるごみについては、岐阜羽島衛生施設組合による中間処理後、民間の最終処分場に処分を委託しています。

不燃ごみ（ガレキ）についても、民間の処理業者に最終処分を委託しています。



岐阜羽島衛生施設組合（ごみ処理施設）

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-3 に示すとおりとします。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているものについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本町のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと資源集団回収で集められた資源を除いた燃えるごみや不燃ごみ等の処理・処分が必要なごみを「家庭系ごみ」とします。

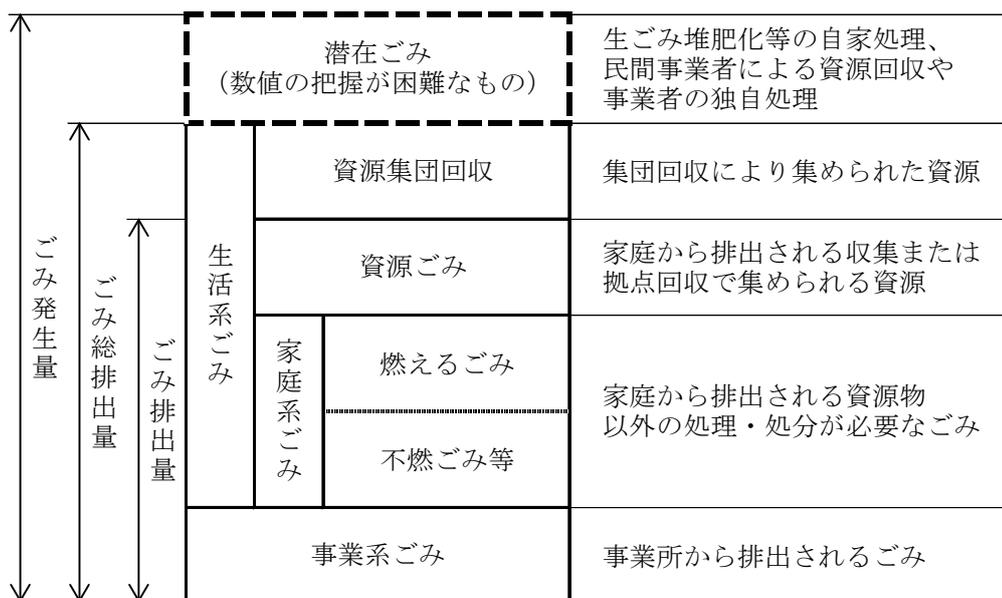


図 4-3 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量

本町における過去10年間のごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量^{※1}の推移は、表4-4^{※2}及び図4-4に示すとおりです。

過去10年間、ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量等の原単位は、いずれも減少しています。

表4-4 ごみ総排出量の推移

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口	人	22,697	22,797	22,849	22,893	22,807	22,814	22,805	22,805	22,865	22,871
ごみ総排出量	t	10,168	9,275	9,046	8,445	8,310	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420
燃えるごみ	t	7,346	7,022	6,910	6,361	6,251	6,173	6,188	6,354	6,180	6,089
不燃ごみ(金物・ガレキ)	t	431	318	315	368	354	300	269	279	268	246
燃える大型ごみ	t	386	338	354	432	411	431	428	362	349	339
有害物	t	0	14	9	8	8	8	7	8	8	8
資源ごみ	t	1,625	1,194	1,054	880	809	688	632	599	516	404
集団回収	t	380	389	403	397	477	471	459	397	377	335
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,227	1,115	1,082	1,011	998	969	957	961	922	889
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	1,182	1,068	1,033	963	941	913	901	913	877	849
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	617	576	551	537	537	539	539	533	521	509

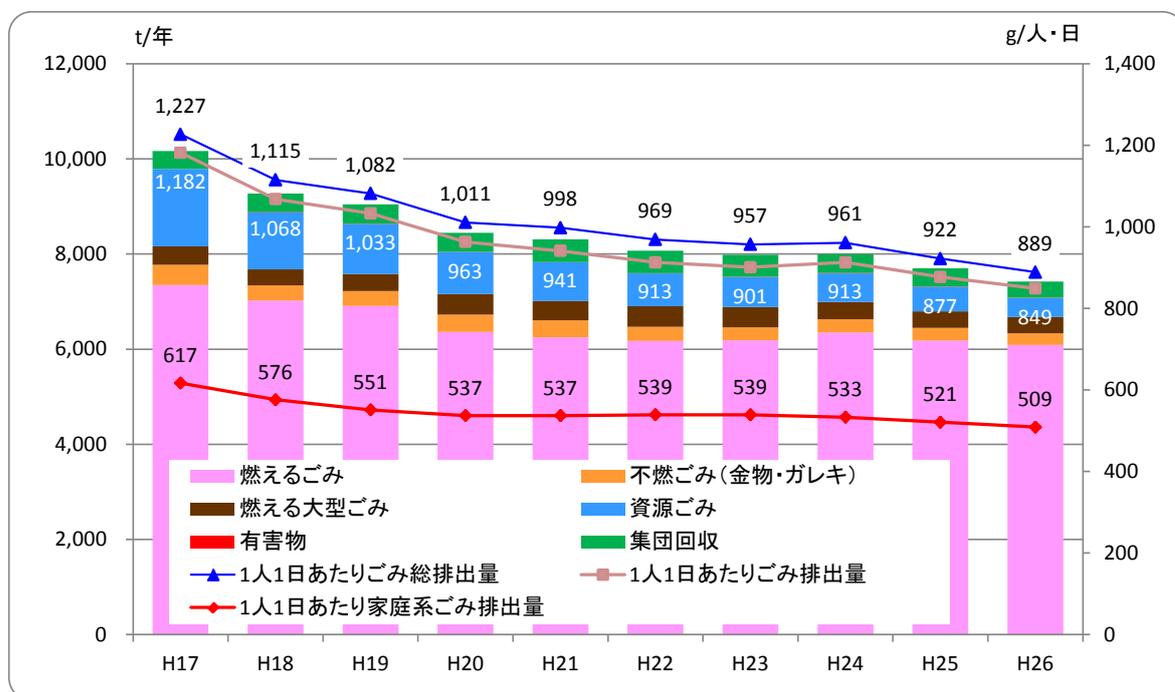


図4-4 ごみ総排出量の推移

※1 1人1日あたりごみ総排出量=ごみ総排出量÷人口÷年間日数

※2 1人1日あたりごみ排出量=(ごみ総排出量-集団回収量)÷人口÷年間日数

※3 本計画に掲げる図表内の数値について、端数処理のため合計が合わない場合があります。

※4 人口は総務省「国勢調査」及び岐阜県「人口動態統計調査」。

(3) 再生利用率

本町における過去10年間の総資源化量及び再生利用率※1の推移は、表4-5及び図4-5に示すとおりです。

資源ごみ量の減少に伴い、再生利用率は減少傾向であり、平成26年度は12.1%となっています。

資源ごみ量の減少は、平成17年度から古紙類の収集が月2回から月1回に変更になったことと、この数年急速に民間業者の設置する無人の古紙回収ボックスが増えたこと等により、本町の把握できない民間による資源回収量（主にダンボール）が増えたことが大きな要因であると考えられます。

表4-5 資源化の推移

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ごみ総排出量	t	10,168	9,275	9,046	8,445	8,310	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420
総資源化量	t	2,323	1,812	1,680	1,515	1,502	1,333	1,255	1,178	1,064	896
資源ごみ	t	1,625	1,194	1,054	880	809	688	632	599	516	404
不燃ごみ（金物）	t	294	205	200	218	198	156	145	165	155	142
集団回収	t	380	389	403	397	477	471	459	397	377	335
焼却処理による資源化量	t	23	24	22	20	18	18	18	17	16	15
再生利用率	%	22.8	19.5	18.6	17.9	18.1	16.5	15.7	14.7	13.8	12.1
資源ごみ	t	1,625	1,194	1,054	880	809	688	632	599	516	404
リサイクル量	t	1,464	1,147	1,052	878	796	659	593	566	499	400
リサイクル純度	%	90.1	96.0	99.7	99.7	98.4	95.8	93.8	94.5	96.8	99.0

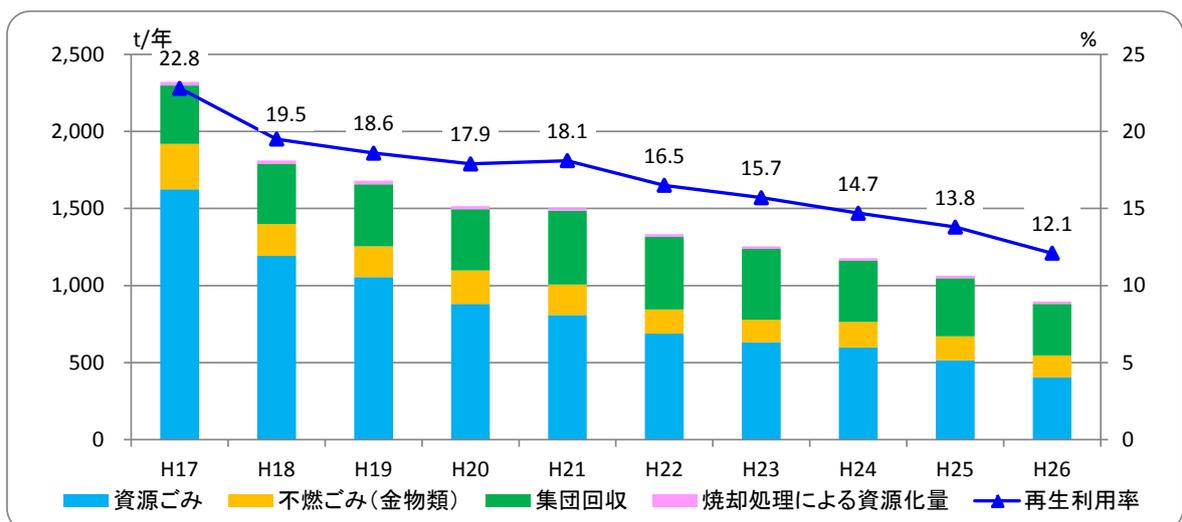


図4-5 資源化の推移

※1 再生利用率＝総資源化量÷ごみ総排出量

※2 リサイクル純度：収集した資源ごみのうち、選別後に資源化できる割合。

(4) 最終処分量

本町における過去 10 年間の最終処分量及び最終処分率[※]の推移は、表 4-6 及び図 4-6 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向ですが、それ以上にゴミ総排出量の減少割合が大きいいため、最終処分率は横ばいです。

表 4-6 最終処分の推移

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ゴミ総排出量	t	10,168	9,275	9,046	8,445	8,310	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420
最終処分量	t	861	855	848	868	847	789	771	751	732	720
不燃ゴミ(ガレキ)	t	137	113	115	150	156	143	124	114	113	104
焼却処理による最終処分量	t	724	742	733	718	691	646	647	637	619	616
最終処分率	%	8.5	9.2	9.4	10.3	10.2	9.8	9.7	9.4	9.5	9.7
1日あたり最終処分量	t/日	2.4	2.3	2.3	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0

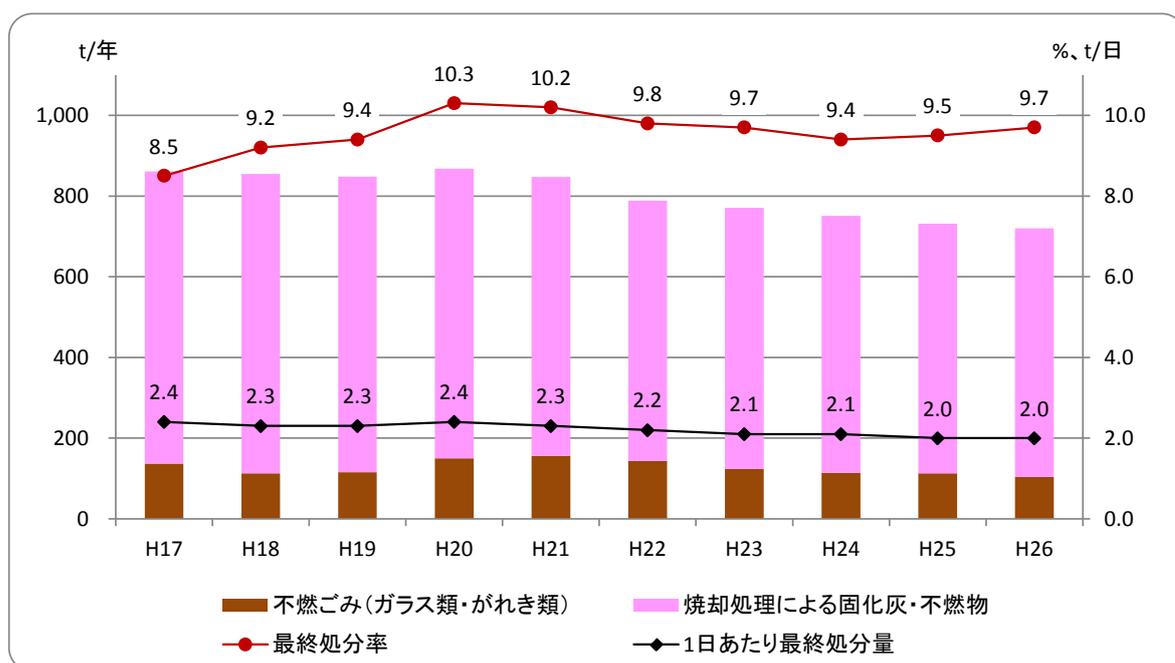


図 4-6 最終処分の推移

※ 最終処分率=最終処分量÷ゴミ総排出量

(5) 事業系ごみ排出量

本町における過去 10 年間の事業系ごみ排出量の推移は、表 4-7 及び図 4-7 に示すとおりです。

1 日あたり事業系ごみ排出量の実績は概ね横ばいですが、家庭から出るごみの量が減少しているため、事業系ごみの割合が増加傾向であり、平成 26 年度の 32.8% は岐阜県内市町村と比較すると県内 3 位、平均値 27.5% (平成 25 年度実績値) から 5 ポイント以上も高い割合です。

本町の把握する事業系ごみは、全量が処理・処分を必要とするごみであり資源を含まないため、事業系ごみの割合が高くなると再生利用率が低くなります。

本町は、事業系ごみの処理手数料を徴収していません。そのため、事業者がごみ排出を抑制して資源化を促進する経済的な動機付けが働きにくくなっていることも、事業系ごみが多い要因の 1 つです。

表 4-7 事業系ごみ排出量の推移

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
生活系ごみ	t	7,117	6,380	6,069	5,763	5,756	5,649	5,591	5,431	5,241	4,989
事業系ごみ	t	3,052	2,895	2,976	2,682	2,554	2,422	2,392	2,567	2,457	2,431
1日あたり事業系ごみ量	t/日	8.4	7.9	8.1	7.4	7.0	6.6	6.5	7.0	6.7	6.7
事業系ごみの割合	%	30.0	31.2	32.9	31.8	30.7	30.0	30.0	32.1	31.9	32.8

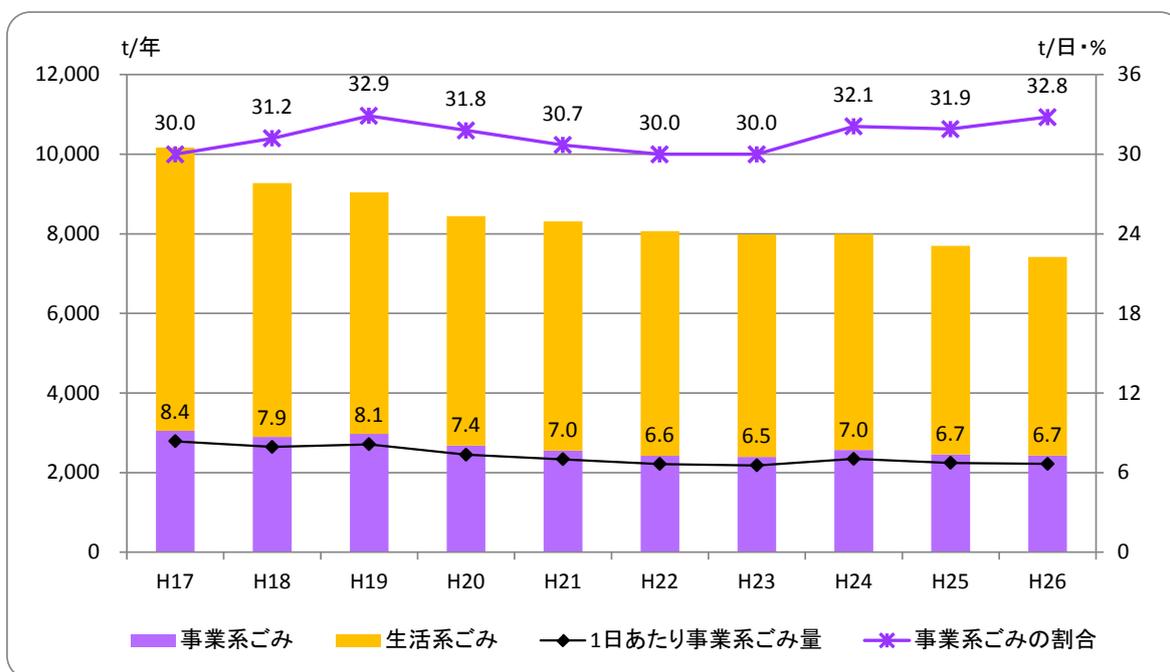


図 4-7 事業系ごみ排出量の推移

3. 家庭のごみと資源に関するアンケート結果

一般廃棄物処理基本計画策定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査の概要は、以下に示すとおりです。

調査対象：住民基本台帳から 20 歳以上 1,000 件を無作為抽出

調査方法：郵送による送付・回収

実施期間：平成 27 年 6 月 22 日（送付日）～7 月 6 日（調査票回収期限）

回収状況：回収数 528 通、回収率 52.8%

(2) 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果は、以下に示すとおりです。

問 2：あなたの世帯の人数を教えてください。

60 代～80 代の半数以上が一人暮らし、若しくは二人暮らしであり、高齢者のみの世帯が多いと推測されます。

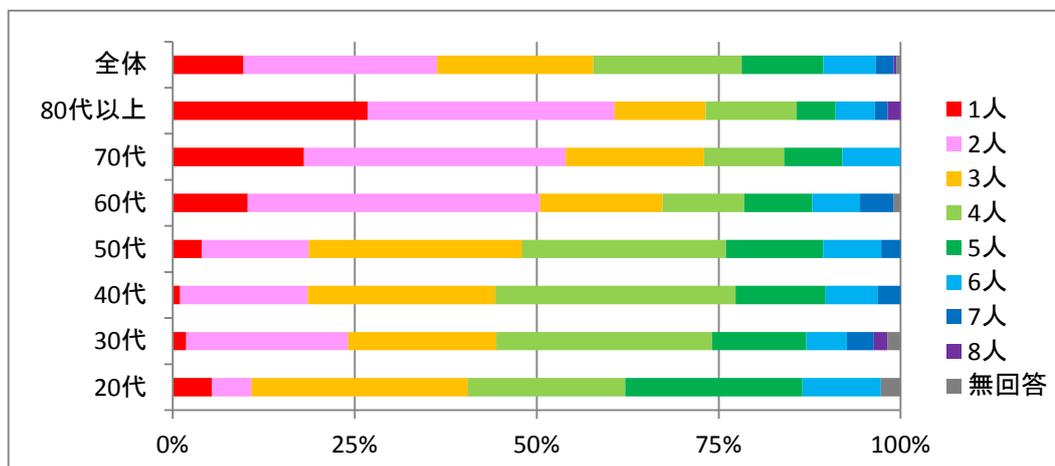


図 4-8 年代別世帯の人数

問 8 : あなたはごみの出し方で困ったことがありますか？

3割近くの方が、ごみの出し方で困ったことがあると回答しています。年代別に見ると、30代、50代は約4割の方が困ったことがあると回答しています。

困った内容については、分別方法が最も多くなっていますが、資源ごみ収集時間の短さや、プラスチック製容器包装をごみ当番が全て確認して別の袋に移し替える地域がある等、リサイクルの純度を上げるため資源分別の厳しい確認による資源ごみの出しにくさもあります。

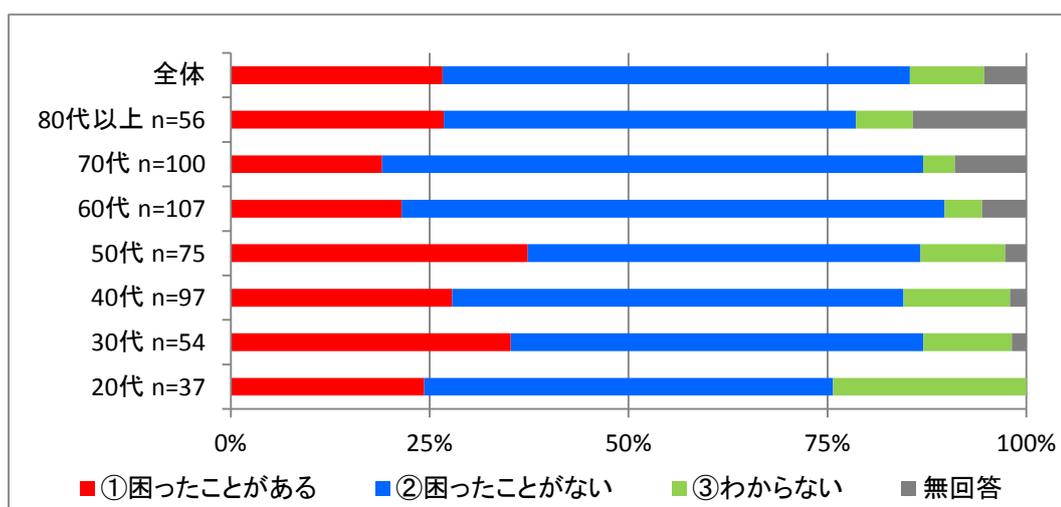


図 4-9 問 8 年代別クロス集計結果

表 4-8 ごみの出し方で困ったことのある内容

内 容	件数	割合
分別方法	52	9.8%
カラスの被害	19	3.6%
集積場の場所（遠い）	12	2.3%
収集時間（特に資源ごみが早く終る）	11	2.1%
ごみ当番の監視が厳しい	7	1.3%
剪定木の処理	5	0.9%
シールが足りなくなる	4	0.8%
町外からの持込、持ち去り	4	0.8%

燃えるごみ処理手数料の有料化について質問した2問では、いずれもその賛否が大きく分かれており、年代別に見るといずれも年代が若いほど有料化への抵抗感が大きいことがわかります。

問19 あなたが燃えるごみの処理手数料として負担しても良いと思う金額（45リットル1袋）はいくらですか？

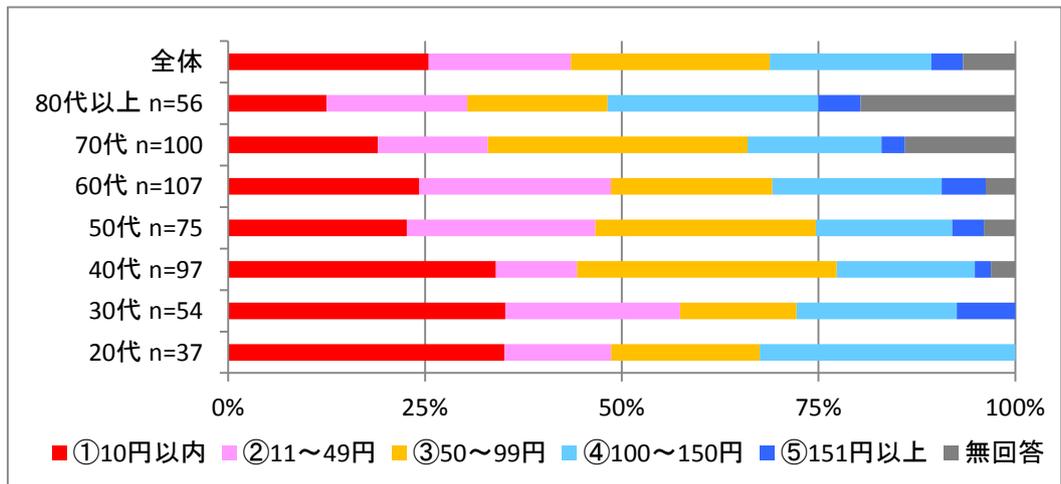


図 4-10 問19 年代別クロス集計結果

問21 ごみの減量化や費用負担の公平化を図るため、ごみの排出量に応じて各家庭がその費用の一部を負担する「ごみ袋の有料化」についてどのようにお考えですか？

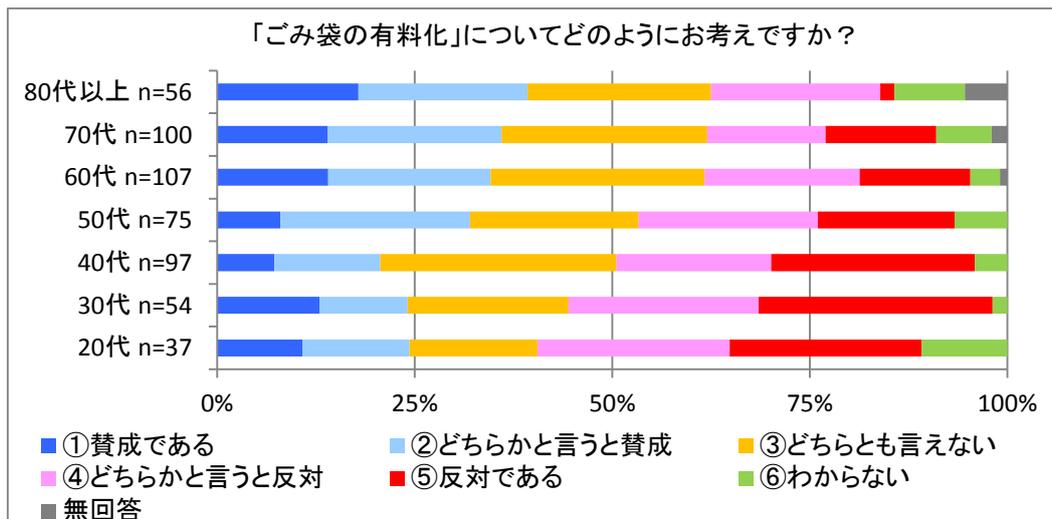


図 4-11 問21 年代別クロス集計結果

自由記載欄に記載が多かった意見をまとめると、有料化に関するご意見が 27 件と最も多く、次いで資源ごみや大型ごみの収集に関する意見が 22 件あり、近隣市町で行われているような資源や大型ごみを持ち込むことのできる施設に対する要望が多くありました。

表 4-9 アンケート自由記載欄まとめ

内容	件数	割合
有料化に関する意見	27 件	5.1%
有料化に賛成または肯定的	7 件	1.3%
有料化に対する不安（不法投棄が増える等）	4 件	0.8%
有料化に反対	6 件	1.1%
有料化の手法等についてご意見	10 件	1.9%
資源ごみ、大型ごみの収集について	22 件	4.2%
収集回数を増やして欲しい	11 件	2.1%
持ち込める施設を作って欲しい	11 件	2.1%
ごみ当番制が負担、町内会未加入者への不満	11 件	2.1%
分別方法がわかりにくい	9 件	1.7%
金属類の持ち去り	6 件	1.1%
分別マナーが悪い	5 件	0.9%

（3）住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し、評価を行いました。

① 集計方法

- ・ 「満足している」5点、「やや満足している」4点、「やや不満である」2点、「不満である」を1点として設問毎に回答の平均得点を算出しました。「わからない」及び無回答は有効回答数に加えません。（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）平均得点が3.0点以上となれば、よく評価していると判断できます。
- ・ 設問毎に平均得点を算出します。（得点の合計÷有効回答者数）なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。
- ・ 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- ・ 「わからない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

② 集計結果

アンケート調査の結果、4問の平均得点による総合評価は3.9点となり、平均3点を上回りました。

しかしながら、問16及び問17の3Rの取り組みや情報公開については、「分からない」及び「無回答」の有効回答数に対する割合は、それぞれ31.8%、36.7%と非常に高くなっており、町からの発信が十分でなく認知度が低くなっています。住民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

【設問】

- 問5：ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
 問16：3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）への取り組みに満足していますか？
 問17：ごみ処理や3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）の情報公開や提供に満足していますか？
 問18：街の清潔さに関して、あなたは満足していますか？

表 4-10 回答結果

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
問5	304	92	63	19	22	500	478	2,033	4.3
問16	135	179	33	10	161	518	357	1,467	4.1
問17	122	167	46	11	172	518	346	1,381	4.0
問18	133	261	54	13	54	515	461	1,830	4.0
総合評価									4.1

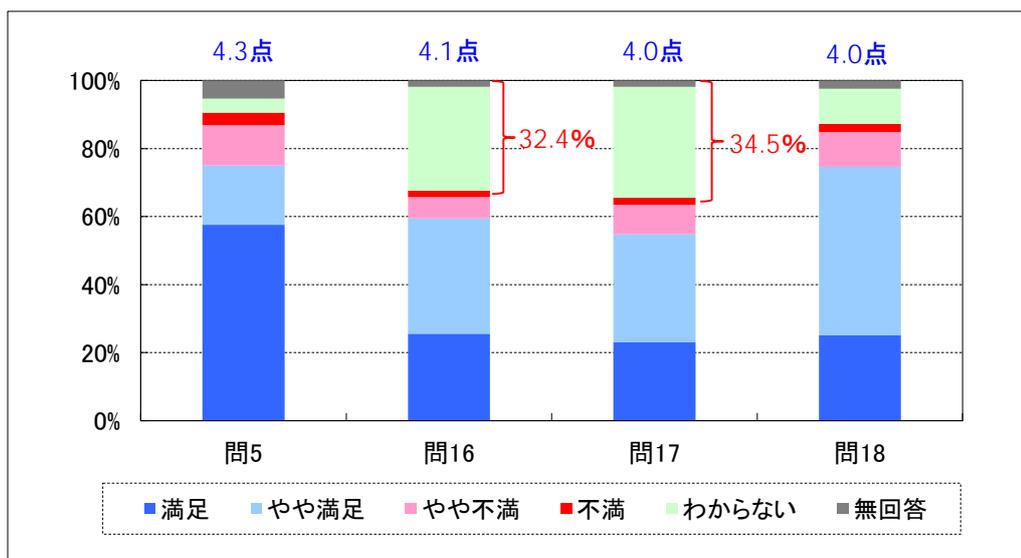


図 4-12 住民満足度指標

4. ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の課題は、以下に示すとおりです。

表 4-11 ごみ処理の課題

項目	現状・課題
目標値	再生利用率が目標を大きく下回り、毎年減少しています。
	1日あたり最終処分量は、次期ごみ処理施設の稼働を前提にしない場合、概ね目標どおりです。
前計画の施策	ごみ処理有料化の結論が出ませんでした。
	次期ごみ処理施設の建設ができませんでした。
	最終処分場新設の検討が行えませんでした。
ごみ排出量	事業系ごみの割合が多く、ごみの約3分の1を占めていますが、その処理手数料を徴収できていません。
	不燃ごみと粗大ごみの1人1日あたり量が、岐阜県平均値の1.5倍となっています。
	家庭から出る資源の量が岐阜県平均の約6割程度しかありません。
アンケート調査	3Rの取り組みや情報公開に関する認知度が低くなっています。
	ごみ当番制に対する負担感、見られることによる出しにくさが懸念されます。
	持ち込み施設に対する要望が多くあります。
	有料化に対する賛否は大きく分かれています。
ごみ排出状況	燃える大型ごみの収集日に不適正なごみが排出されていることが多くなっています。
	排出者が特定されないため、イエローカードによる警告が行われても、放置されているケースが多くあります。
	金物・がれき類の収集日に資源の持ち去り行為があります。
	資源ごみについては、日本容器包装リサイクル協会が定めた「引取り品質ガイドライン」より厳しく分別されている集積場があります。 また、ごみ当番がプラスチック製容器包装の中身を一つずつ確認する集積場については、資源の純度を上げる効果がある反面、資源ごみに出さずに燃えるごみになりやすい環境となっています。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

平成28年3月末に組合の可燃ごみ処理施設が稼働停止し、次期ごみ処理施設が完成するまでの間、組合を構成する各市町は、各々の責任でごみ処理を行う必要があります。

このため、次期ごみ処理施設が稼働するまで、本町では可燃ごみの処理を民間業者に委託しますが、組合管内から出たごみは組合管内で責任を持って処理するというのが本来の姿であり、次期ごみ処理施設の建設が必要不可欠なことに変わりはありません。

今後も次期ごみ処理施設の建設に向けて、組合及び構成市町が一丸となって進めるとともに、笠松町第5次総合計画に示された「便利で快適な住みよいまち」を実現するため、リサイクル（ごみの資源化）に比べ取り組みが遅れている2R「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（物の再使用）」の取り組みを積極的に進め、資源循環型の社会システムの構築を目的として、基本理念に「未来の環境を守る資源循環型のまち」を掲げます。

基本理念のもと、「発生抑制・再使用」「資源化」「適正処理」の3つの基本方針により、4つの施策と15の取り組みを実施していきます。

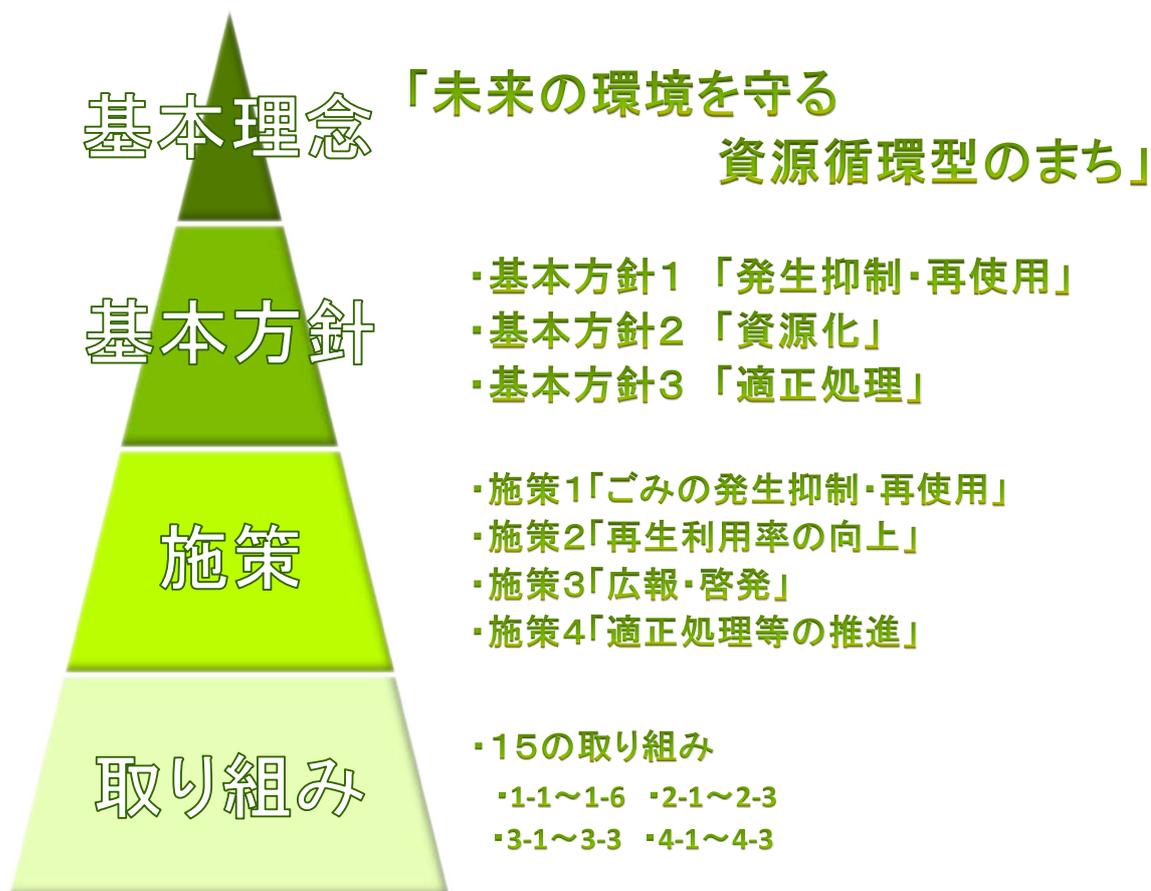


図5-1 施策の体系

2. 数値目標

平成 42 年度における数値目標は、前計画に掲げた「再生利用率」、「1 日あたり最終処分量」の 2 項目を継続するとともに、ごみ量の目標値として排出される全てのごみの原単位である「1 人 1 日あたりごみ総排出量」に加えて、国が第 3 次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法に基づく基本方針に掲げた目標指標である「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」を含めた、3 項目とします。

(1) ごみ量

平成 26 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 889g/人・日であり、減少しています。

しかし、事業系ごみや、燃える大型ごみについては更に削減する必要があるため、本計画で定める新たな施策を進めることにより、平成 32 年度の目標値を 822g/人・日、平成 37 年度の目標値を 786g/人・日、平成 42 年度の目標値を 757g/人・日とします。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、

前期目標年度の平成 32 年度に 822 g/人・日

中期目標年度の平成 37 年度に 786 g/人・日

後期目標年度の平成 42 年度に 757 g/人・日にします。

国の掲げる 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の目標値は、平成 32 年度に 500g/人・日ですが、本町の平成 26 年度における 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は 509g/人・日と、目標値をやや上回っている状況です。

このため、住民が不燃ごみや燃える大型ごみ等を持ち込むことができる施設（以下、「持込施設」という。）の整備後に開始する予定の緑ごみ回収等で燃えるごみの資源化を進めるとともに、燃える大型ごみの収集方法の変更を進めることにより、平成 32 年度の目標値を 461g/人・日、平成 37 年度の目標値を 430g/人・日、平成 42 年度の目標値を 401g/人・日とします。

1 人 1 日家庭系ごみ排出量を、

前期目標年度の平成 32 年度に 461 g/人・日

中期目標年度の平成 37 年度に 430 g/人・日

後期目標年度の平成 42 年度に 401 g/人・日にします。

(2) 再生利用率

平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託し、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰を焼成によって無害化し土木資材として再資源化され、再生利用率の増加が見込まれることから、平成 42 年度における再生利用率の目標値を 22%とします。

平成42年度の再生利用率を、22% にします。

(3) 1日あたり最終処分量

平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託し、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰の多くが再資源化され、最終処分量の減少が見込まれることから、平成 42 年度における 1 日あたり最終処分量の目標値を、0.6 t/日とします。

平成42年度 of 最終処分量を、0.6 t/日 にします。

3. 目標達成のための施策

前述した目標を達成するために取り組む4つの施策と15の取り組みは、以下に示すとおりです。

表 5-1 施策一覧

施策・取り組み		基本方針		
		排出抑制	資源化	適正処理
施策1 ごみの発生抑制・再使用				
1-1	多量排出事業者への減量・資源化指導	○	○	
1-2	事業系可燃ごみの有料化	○		
1-3	家庭系可燃ごみ有料化の検討	○	○	
1-4	燃える大型ごみ、不燃ごみ収集方法の変更及び有料化の検討	○		○
1-5	生ごみ減量化推進補助金の継続	○		
1-6	再使用に関する情報発信	○		
施策2 再生利用率の向上				
2-1	持込施設の整備		○	
2-2	緑ごみの回収		○	
2-3	資源集団回収奨励金制度の継続		○	
施策3 広報・啓発				
3-1	環境学習の推進	○	○	○
3-2	3Rに関する情報提供	○	○	○
3-3	廃棄物減量等推進員会議の継続	○	○	○
施策4 適正処理等の推進				
4-1	不法投棄対策の強化	○		○
4-2	適正処理困難物回収方法の研究			○
4-3	最終処分場確保の検討			○

(1) 取り組み内容

4つの施策に基づく15の取り組み内容は、以下に示すとおりです。

表 5-2 (1) 15の取り組み内容

No.	取り組み	内容
施策1 ごみの発生抑制・再使用		
1-1	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、文書等で注意喚起を行います。
1-2	事業系可燃ごみの有料化	可燃ごみの積み替えを共同で行う岐南町と歩調を合わせ、事業系可燃ごみの有料化を行います。
1-3	家庭系可燃ごみ有料化の検討	家庭系可燃ごみの有料化とその手法について、調査・検討を行います。
1-4	燃える大型ごみ、不燃ごみ収集方法の変更及び有料化の検討	不適正排出、持ち去り行為の多い燃える大型ごみ・不燃ごみについて、記名排出方式や戸別収集方式等、収集方法の変更や、排出量に応じた負担の公平化のため有料化の検討を行います。
1-5	生ごみ減量化推進補助金の継続	生ごみの減量化を、生ごみ処理容器の助成等を通じ、推進します。
1-6	再使用に関する情報発信	まだ使えるけれど不要になったものは、ごみとして出さずに再使用するために、ホームページ等で町や各種団体が開催するフリーマーケットや、近隣のリユースショップに関する情報を提供します。
施策2 再生利用率の向上		
2-1	持込施設の整備	不燃ごみ（金物・ガレキ）や燃える大型ごみ等を持ち込むことのできる持込施設を整備します。
2-2	緑ごみの回収	持込施設整備後に、緑ごみの拠点回収を開始します。
2-3	資源集団回収奨励金制度の継続	資源集団回収奨励金制度を継続します。

表 5-2 (2) 15 の取り組み内容

No.	取り組み	内 容
施策 3 広報・啓発		
3-1	環境学習の推進	ダンボールコンポスト生ごみ減量講習会の開催や、小学校における総合学習の時間等で、ごみに関する環境学習を進めます。
3-2	3R に関する情報提供	ホームページや「広報かさまつ」等で、定期的にごみに関する情報提供を行います。
3-3	廃棄物減量等推進員会議の継続	ごみ処理の現状や分別基準の情報を共有するため開催している廃棄物減量等推進員会議について、継続的に開催します。
施策 4 適正処理等の推進		
4-1	不法投棄対策の強化	不法投棄、不適正排出の多い集積場から重点的に、監視カメラの運用を進めます。
4-2	適正処理困難物回収方法の研究	現在は排出禁止物として規定している、オイル、塗料、農薬等について、拡大生産者責任に基づく製造業者等による適正処理ルート確立を働きかけるとともに、処理業者と協力して、町による回収方法の研究を行います。
4-3	最終処分場確保の検討	本町は最終処分場を有していないことから、地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保のため、様々な手段を講じて、検討を行います。

(2) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 5-3 に示すとおりです。

表 5-3 施策のスケジュール

No.	取り組み	平成年度														
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
1-1	多量排出事業者への指導	実施														→
1-2	事業系可燃ごみの有料化	検討	-	-	→	実施										→
1-3	家庭系可燃ごみ有料化の検討	検討	-	-	-	→	見直し									
1-4	燃える大型ごみ収集方法変更及び有料化の検討	検討	-	-	→											
1-5	生ごみ減量化推進補助金の継続	←								継続						→
1-6	再使用の情報発信	実施														→
2-1	持込施設の整備	調査	-	-	→	稼働										→
2-2	緑ごみの回収	調査	-	-	→	実施										→
2-3	資源集団回収奨励金制度の継続	←								継続						→
3-1	環境学習の推進	←								継続						→
3-2	3Rに関する情報提供	強化														→
3-3	廃棄物減量等推進員会議の継続	←								継続						→
4-1	不法投棄対策の強化	強化														→
4-2	適正処理困難物回収方法の研究	研究	-	-	-	→	見直し									
4-3	最終処分場確保の検討	検討	-	-	-	→	見直し									

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

将来ごみ発生量の予測方法は、図 5-2 に示すとおりです。

将来ごみ量の予測は、人口の将来予測値及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

家庭系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

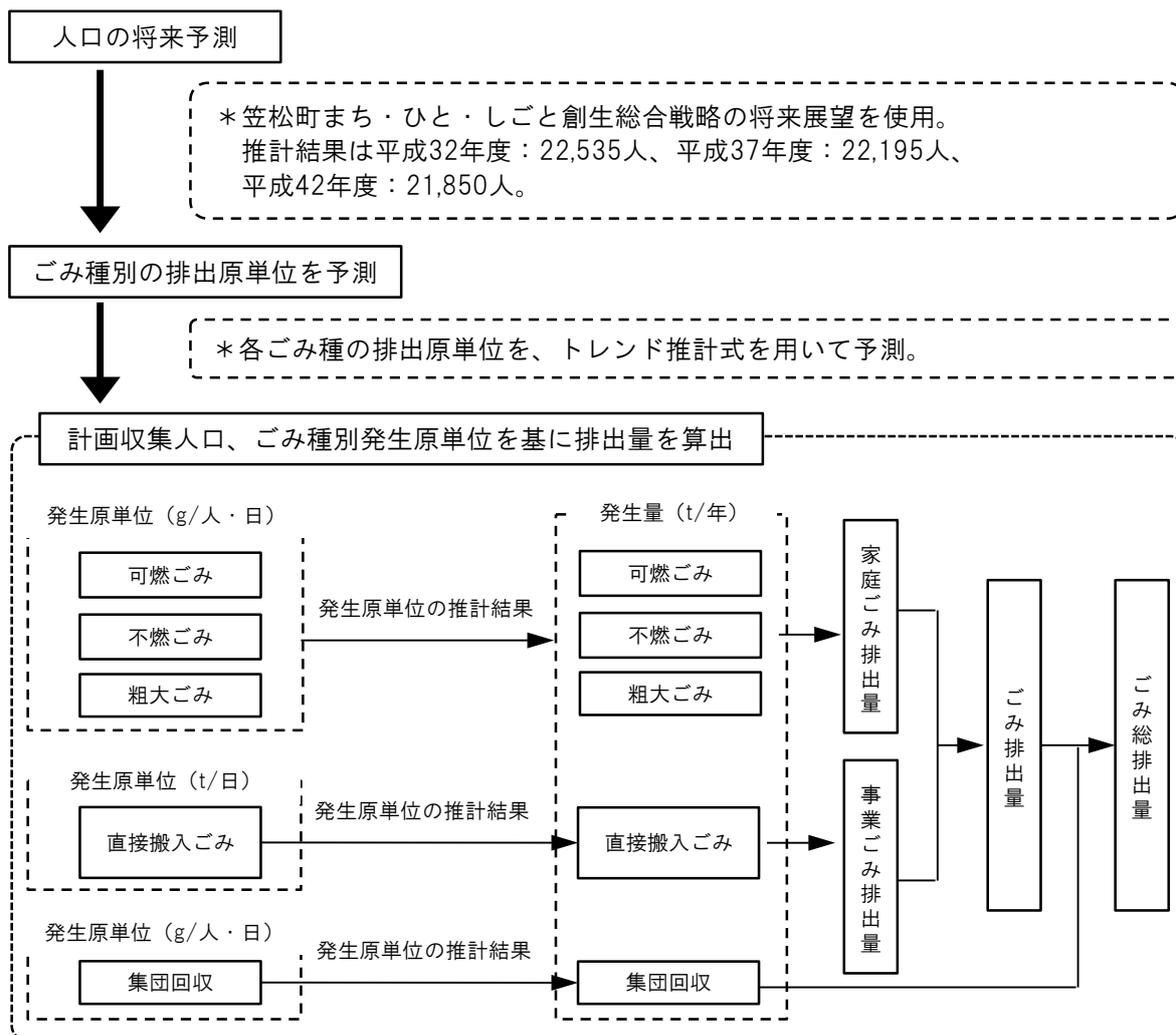


図 5-2 将来ごみ量の予測フロー

(1) 人口推計

本計画で使用する推計人口は、笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）で示された、人口の将来展望を使用します。

使用する将来人口は、以下に示すとおりです。

表 5-4 将来人口

	年	人口（人）
実績	平成 20 年	22,893
	平成 25 年	22,865
推計	平成 27 年	22,815
	平成 28 年	22,759
	平成 29 年	22,703
	平成 30 年	22,647
	平成 31 年	22,591
	平成 32 年	22,535
	平成 33 年	22,467
	平成 34 年	22,399
	平成 35 年	22,331
	平成 36 年	22,263
	平成 37 年	22,195
	平成 38 年	22,127
	平成 39 年	22,059
	平成 40 年	21,991
	平成 41 年	21,923
	平成 42 年	21,850

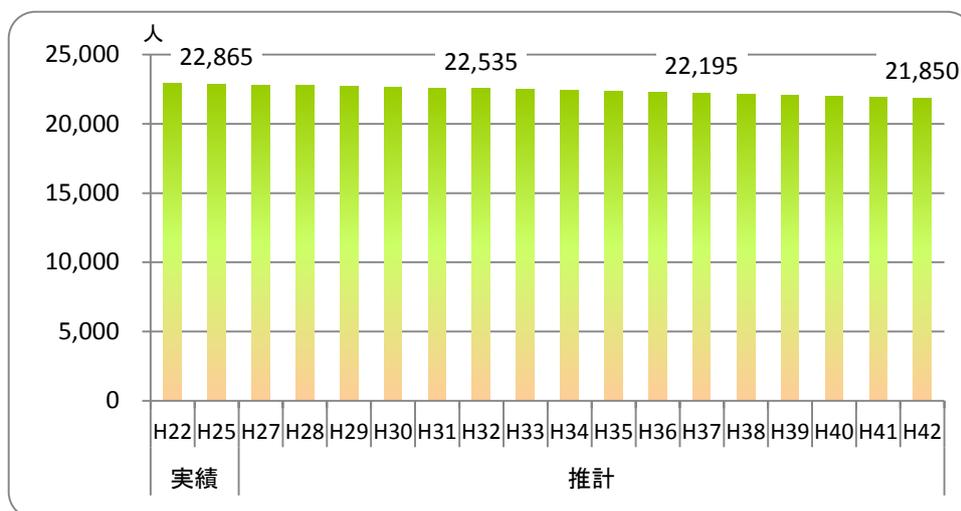


図 5-3 将来人口推計結果

(2) ごみ量の将来予測

ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は、表5-5及び図5-4に示すとおりです。

表5-5 ごみ総排出量の予測結果

項目	単位	実績					予測		
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
人口	人	22,814	22,805	22,805	22,865	22,871	22,535	22,195	21,850
ごみ総排出量	t	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420	6,762	6,366	6,039
燃えるごみ	t	6,173	6,188	6,354	6,180	6,089	5,500	5,293	5,110
不燃ごみ(金物・ガレキ)	t	300	269	279	268	246	235	211	186
燃える大型ごみ	t	431	428	362	349	339	299	286	275
有害物	t	8	7	8	8	8	9	10	10
資源ごみ	t	688	632	599	516	404	445	364	304
集団回収	t	471	459	397	377	335	217	148	102
1人1日あたりごみ総排出量(対策前)	g/人・日	969	957	961	922	889	852	817	790
1人1日あたりごみ総排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	822	786	757
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策前)	g/人・日	539	539	533	521	509	471	440	411
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	461	430	401

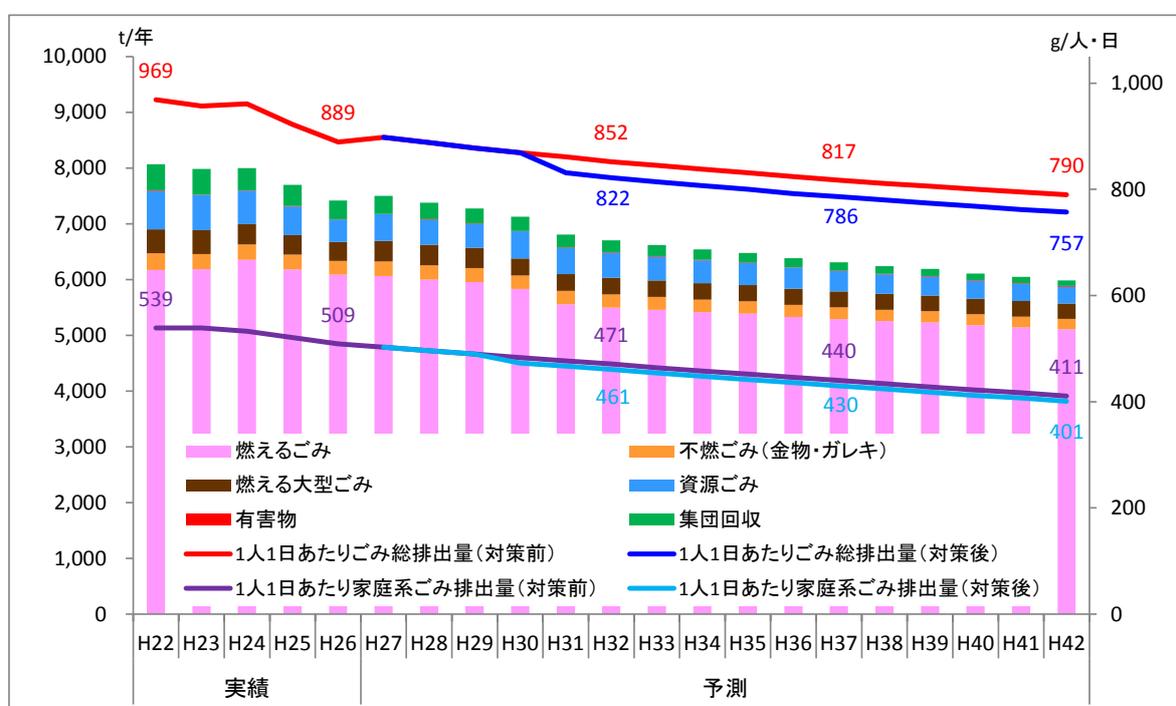


図5-4 ごみ総排出量の予測結果

(3) 資源化の将来予測

総資源化量及び再生利用率の将来予測は、表 5-6 及び図 5-5 に示すとおりです。

平成 28 年度から燃えるごみの処理を民間業者に委託し、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰の一部が焼成によって無害化し土木資材として再資源化されるため、資源化率の増加が見込まれることから、焼却処理による資源化量が増加し、再生利用率が上昇します。

表 5-6 総資源化量の将来予測

項目	単位	実績					予測		
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
ごみ総排出量	t	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420	6,762	6,366	6,039
総資源化量	t	1,333	1,255	1,178	1,064	896	1,659	1,465	1,319
資源ごみ	t	688	632	599	516	404	445	364	304
不燃ごみ(金物)	t	156	145	165	155	142	135	124	112
集団回収	t	471	459	397	377	335	217	148	102
焼却処理による資源化量	t	18	18	17	16	15	862	829	801
再生利用率(対策前)	%	16.5	15.7	14.7	13.8	12.1	23.2	21.7	20.5
再生利用率(対策後)	%	—	—	—	—	—	24.5	23.0	21.8

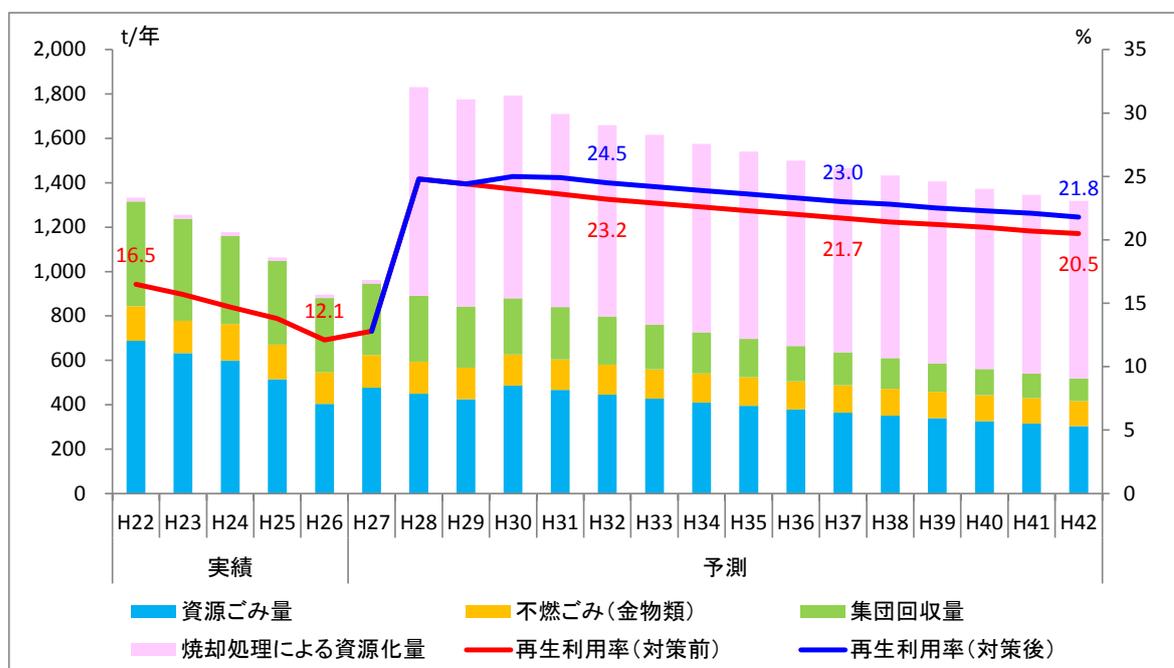


図 5-5 総資源化量の将来予測

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量及び最終処分率の将来予測は、表 5-7 及び図 5-6 に示すとおりです。

総資源化量と同様に、平成 28 年度から燃えるごみの処理を民間業者に委託し、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰の一部が再資源化され、最終処分量の減少が見込まれることから、焼却処理による最終処分量が減少し、最終処分率が低下します。

表 5-7 最終処分量の将来予測

項目	単位	実績					予測		
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
ごみ総排出量	t	8,071	7,984	7,999	7,698	7,420	6,762	6,366	6,039
最終処分量	t	789	771	751	732	720	247	228	210
不燃ごみ(ガレキ)	t	143	124	114	113	104	100	87	74
焼却処理による最終処分量	t	646	647	637	619	616	147	141	136
最終処分率(対策前)	%	9.8	9.7	9.4	9.5	9.7	3.6	3.6	3.5
最終処分率(対策後)	%	—	—	—	—	—	3.7	3.6	3.5
1日あたり最終処分量(対策前)	t/日	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	0.7	0.6	0.6
1日あたり最終処分量(対策後)	t/日	—	—	—	—	—	0.7	0.6	0.6

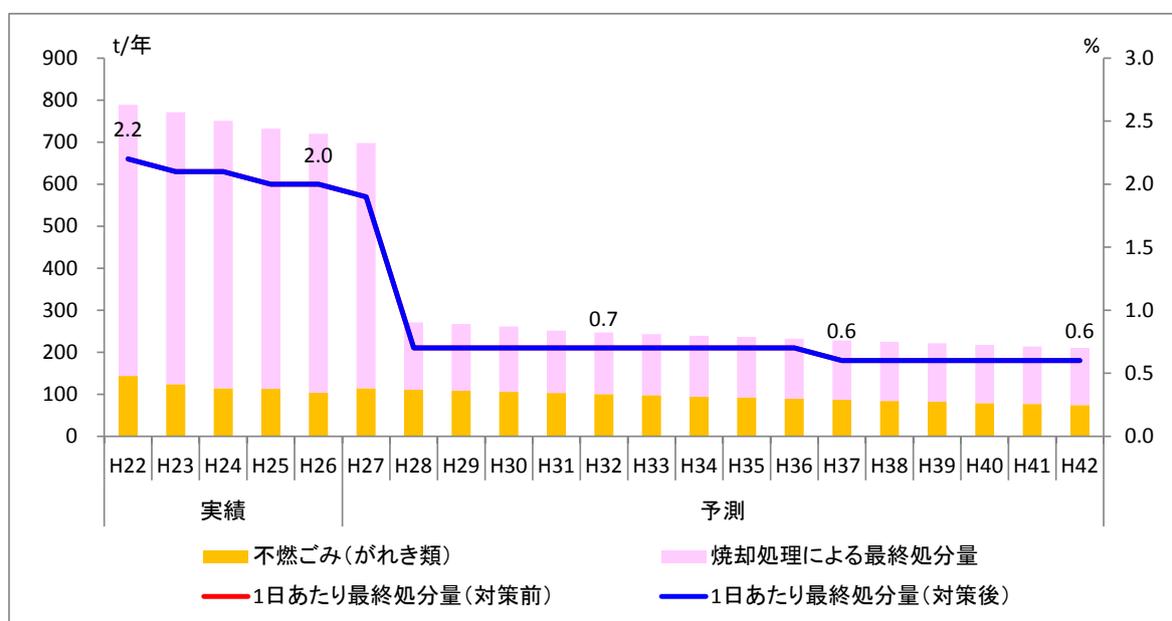


図 5-6 最終処分量の将来予測

(5) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の将来予測は、表 5-8 及び図 5-7 に示すとおりです。

生活系ごみは減少する予測であるのに対して、事業系ごみが増加する予測であるため、事業系ごみの割合が増加し、これに伴い再生利用率が低下します。

表 5-8 事業系ごみ排出量の将来予測

項目	単位	実績					予測		
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
生活系ごみ	t	5,649	5,591	5,431	5,241	4,989	4,451	3,995	3,605
事業系ごみ	t	2,422	2,392	2,567	2,457	2,431	2,312	2,371	2,434
1日あたり事業系ごみ量(対策前)	t/日	6.6	6.5	7.0	6.7	6.7	7.0	7.2	7.4
1日あたり事業系ごみ量(対策後)	t/日	—	—	—	—	—	6.3	6.5	6.7
事業系ごみの割合	%	30.0	30.0	32.1	31.9	32.8	34.2	37.2	40.3

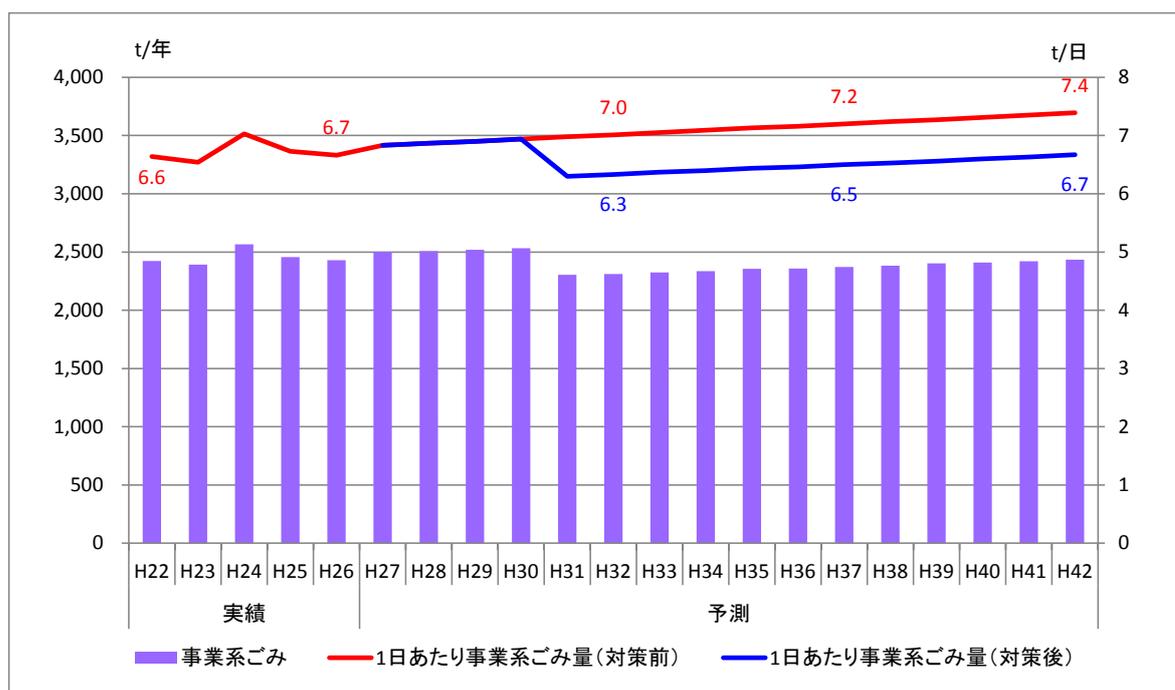


図 5-7 事業系ごみ排出量の将来予測

5. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 目標年度のごみ処理フロー

目標年度である、平成 42 年度のごみ処理フローは、図 5-8 に示すとおりです。

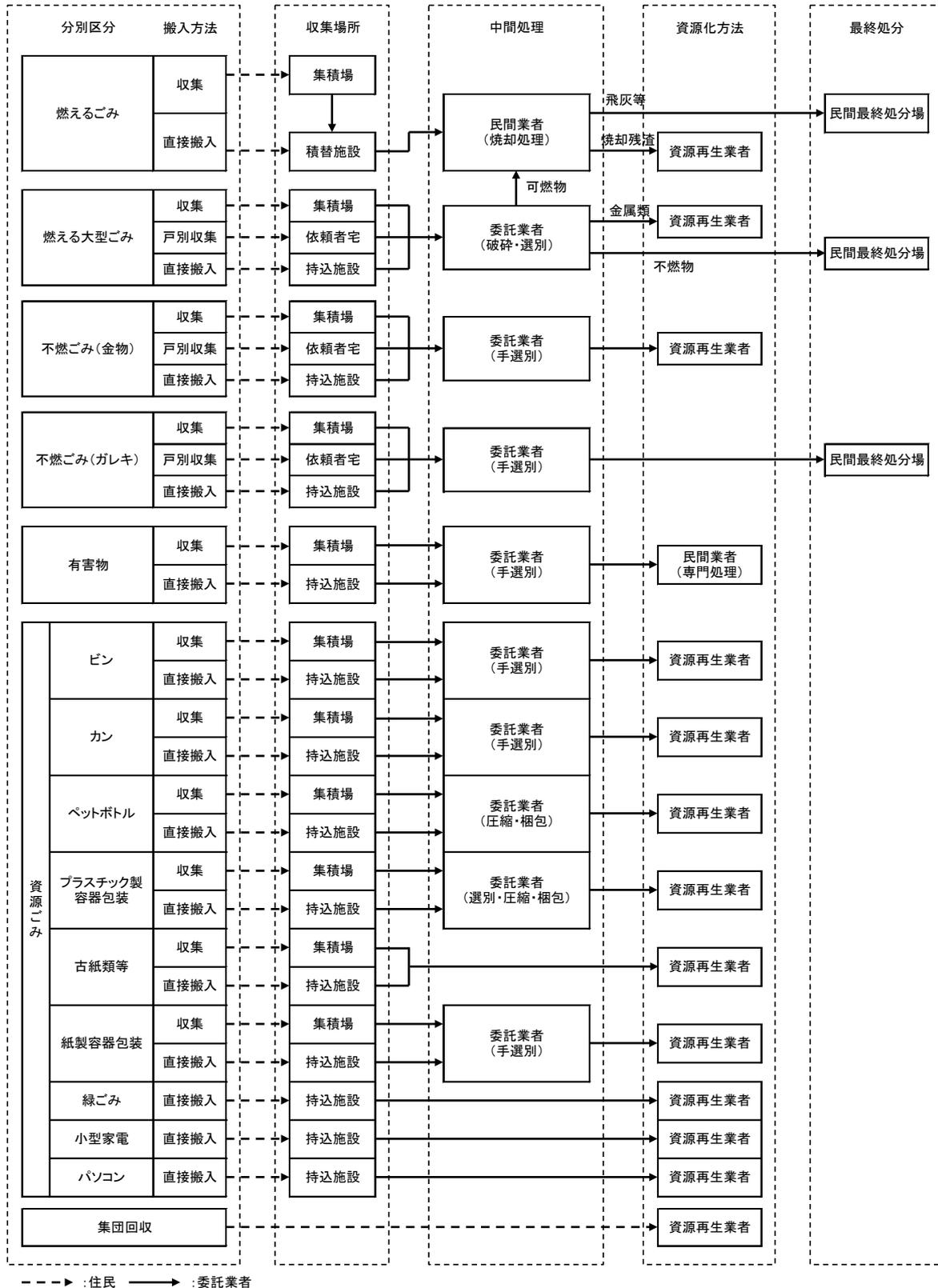


図 5-8 目標年度 (平成 42 年度) のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

① 収集形態・収集回数

平成 42 年度における家庭ごみの収集は、表 5-9 に示すとおりです。

燃える大型ごみ及び不燃ごみは、記名排出方式によるステーション収集の継続または、戸別収集方式への変更を検討します。

新たに資源として集める緑ごみは、持込施設での拠点回収方式とします。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

表 5-9 収集運搬体制（平成 42 年度）

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数
燃えるごみ		委託	ステーション回収	週 2 回
燃える大型ごみ			ステーション回収又は戸別収集	隔月
不燃ごみ（金物）				
不燃ごみ（ガレキ）				
有害物			ステーション回収	月 1 回
資源ごみ	ビン			
	カン			
	ペットボトル			月 2 回
	プラスチック製容器包装			
	古紙類等			月 1 回
	紙製容器包装			
緑ごみ		—	拠点回収	随時
小型家電				
パソコン				

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 5-10 に示すものを集積場及び持込施設への排出禁止物とします。

現在、排出禁止物の処理方法については、拡大生産者責任に基づく製造業者等による処理ルートの確立している消火器やバッテリー等については、個別に引取の可能な販売店等を紹介しています。

処理ルートの確立していない塗料や農薬等の有害なごみについても、適正な処理を行うため処理業者と協力して、本町による回収方法を研究します。

表 5-10 排出禁止物

項目	内容
適正処理困難物	消火器、灯油・廃油、ガスボンベ、タイヤ、オートバイ、劇薬・農薬、バッテリー、注射器、ピアノ・オルガン、耐火金庫、畳、農業用機械
一時多量ごみ	引っ越し等に伴う多量のごみ
事業ごみ	事業活動（事業所・商店・飲食店・工場等）、農業（育苗箱、農業用ビニール等）に伴うごみ

③ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち、ガーゼ、おむつ等については燃えるごみとして本町で委託業者により収集運搬し、焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテル等の感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

④ 収集・運搬体制

収集運搬体制は、現状の体制の維持を予定しています。

(3) 中間処理計画

次期ごみ処理施設が稼働するまでの中間処理体制は、表 5-11 に示すとおりです。

表 5-11 中間処理体制

ごみの種類		収集形態
燃えるごみ		積替施設で大型コンテナに積み替え、民間業者に運搬し、焼却処理を行います。
燃える大型ごみ		委託業者の中間処理施設で破碎・選別し、民間業者に運搬し、焼却処理します。
不燃ごみ（金物）		委託業者の中間処理施設で選別し、資源再生業者に引き渡します。
不燃ごみ（ガレキ）		委託業者の中間処理施設で選別し、民間の最終処分業者で処分します。
資源ごみ	びん類	委託業者の中間処理施設で選別し、資源再生業者に引き渡します。
	缶類	委託業者の中間処理施設で選別し、資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	委託業者の中間処理施設で圧縮・梱包し、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	委託業者の中間処理施設で選別・圧縮・梱包し、資源再生業者に引き渡します。
	古紙類等	資源再生業者に引き渡します。
	緑ごみ	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者引き渡します。
	パソコン	認定事業者引き渡します。
有害物		専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、民間業者に委託しています。埋め立て対象物は、燃えるごみ焼却処理後の焼却残渣と不燃ごみ（ガレキ）等の不燃物です。

最終処分量は岐阜県平均と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に委託し処分します。

6. ごみ処理施設整備に関する事項

(1) 持込施設

平成 31 年度の稼働を目指し、町民が自ら不燃ごみ（金物・ガレキ）や燃える大型ごみ等を持ち込むことのできる持込施設を整備します。

(2) 積替施設

燃えるごみを小型収集車から 10t クラスの大型コンテナ車に積み替えるための積替施設と、車両及びコンテナ保管施設を、収集運搬委託業者が建設しました。

この施設を使用し、岐南町と共同して燃えるごみを民間処理施設へ、委託により運搬します。

表 5-12 積替施設の概要

項目	内容
名称	積替施設
所在地	羽島郡岐南町平成地内
建屋面積	約 500m ²
周辺対策設備	活性炭吸着脱臭装置、消臭剤噴霧装置、エアカーテン

表 5-13 車両及びコンテナ保管施設の概要

項目	内容
名称	車両及びコンテナ保管施設
所在地	羽島郡笠松町円城寺地内
建屋面積	約 850m ²

(3) ごみ処理施設

平成 27 年度末で現在のごみ処理施設の稼働が停止するため、組合は次期ごみ処理施設の建設事業を進めています。

平成 18 年 12 月には、次期ごみ処理施設建設候補地として、羽島市下中町城屋敷及び加賀野井地域を発表し、平成 23 年 10 月に都市計画決定（羽島市決定）をしましたが、現在この場所での施設建設は困難な状況です。

このため、平成 26 年 10 月 27 日開催の岐阜羽島衛生施設組合議会全員協議会において、「現計画地とは別に新たな候補地を羽島市内で探すこと」が了承され、公募方式で羽島市民の皆様から候補地を募集したものの不調に終わり、候補地は決定していません。

次期ごみ処理施設は必要不可欠であることから、今後も組合及び構成市町で建設に向けて進めていきます。

(4) 最終処分場

地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保のため、様々な手段を講じて、検討を行います。【施策 4-3】

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、防災的観点から「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年 10 月）及び「水害廃棄物対策指針」（平成 17 年 6 月）に基づき策定した、「災害廃棄物処理計画」（平成 26 年 3 月）に則り実施します。

(2) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出、不法投棄は、生活環境や自然環境に大きな影響をおよぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄に関する取り組みを強力に進めていく必要があります。

表 5-14 不適正排出・不法投棄に対する取り組み

項目	内容
啓発の推進	住民や事業者へ、広報等様々な機会を通じて、リサイクル費用の負担等を含めたごみの適正な処理方法を周知します。
監視体制の強化	不法投棄の多い集積場から重点的に、監視カメラの運用を進めます。【施策 4-1】 廃棄物減量等推進員や地域との連携により、不法投棄に対する監視体制を強化します。
投棄者への対応	投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させる等厳しく指導します。 また、投棄者の調査や処罰については、警察と連携し厳格に対応します。

第6章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設等）及び、個別処理施設（浄化槽等）があります。

本町では現在、木曾川右岸流域下水道に接続する公共下水道を整備して、生活排水の集合処理を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築等による水洗化を促進するため、「水洗便所等改造工事助成金交付規則」及び「水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」を定めて、助成金並びに利子補給を実施し、接続率向上に努めています。

合併浄化槽については、かつて、宅地開発や規模の大きな施設を中心に設置されてきましたが、平成10年4月の「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」の制定、その後の、平成13年4月の浄化槽法改正に伴い、公共用水域に排出される汚濁負荷量が多い単独処理浄化槽の設置が禁止され、一般家庭等についても合併浄化槽の普及が進んできました。そのため、下水道未整備地域での合併浄化槽の設置が望まれます。

新設が原則廃止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、便所の水洗化に伴いし尿くみ取りから切り替えられてきましたが、まだ浄化槽の約8割を占めており、既設のものについては、早期に下水道への転換を進めています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表6-1に示すとおりです。

表6-1 生活排水の処理主体

区域	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理	公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
個別処理	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	組合

3. 処理体系

平成 27 年度における本町の生活排水処理の流れは、図 6-1 に示すとおりです。

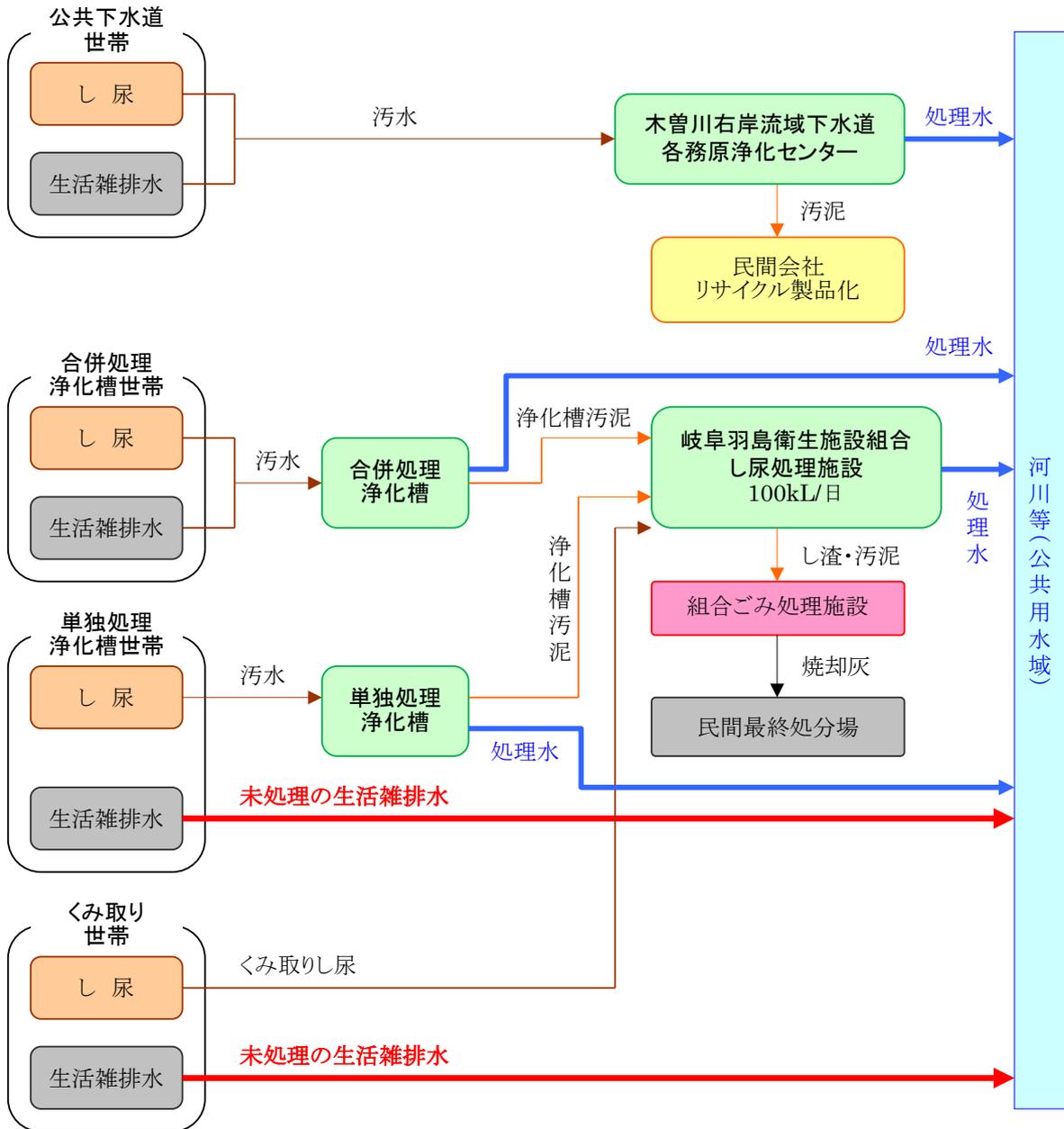


図 6-1 生活排水処理の流れ

4. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表6-2及び図6-2に示すとおりです。

平成26年度における本町の生活排水処理率^{※1}は、73.0%となっています。

表6-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績				
		H22	H23	H24	H25	H26
計画処理区域内人口	人	22,129	22,138	22,423	22,434	22,504
水洗化・生活雑排水処理人口	人	15,228	15,543	15,893	16,076	16,429
公共下水道人口	人	13,876	14,305	14,695	14,910	15,219
合併処理浄化槽人口	人	1,352	1,238	1,198	1,166	1,210
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	4,558	4,499	4,474	4,354	4,101
単独処理浄化槽人口	人	4,558	4,499	4,474	4,354	4,101
非水洗化人口	人	2,343	2,096	2,056	2,004	1,974
し尿人口（くみ取り）	人	2,343	2,096	2,056	2,004	1,974
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	68.8	70.2	70.9	71.7	73.0
世帯数	戸	7,991	8,112	8,462	8,490	8,614
1世帯当たりの人数	人/戸	2.8	2.7	2.6	2.6	2.6

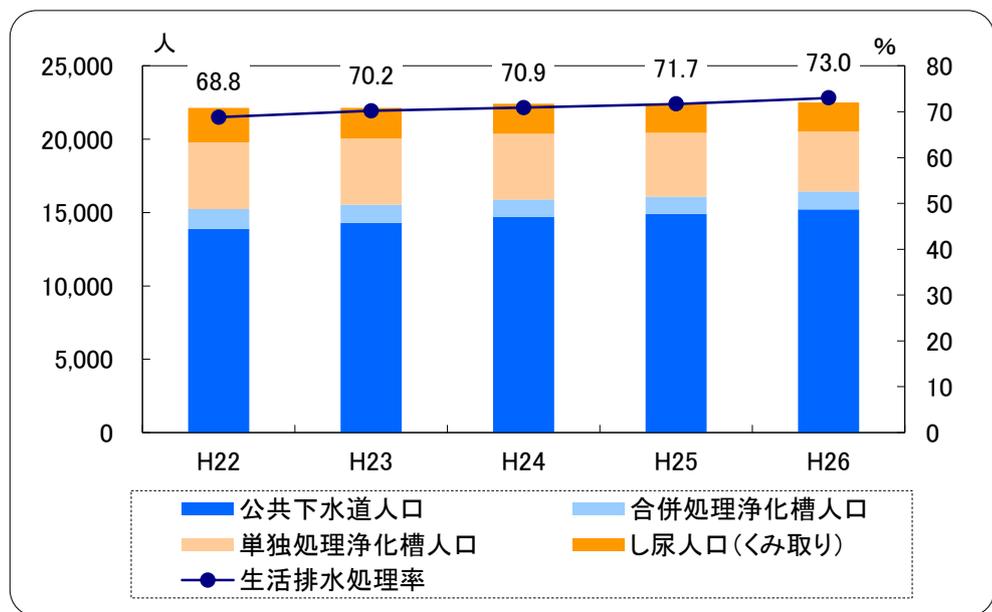


図6-2 生活排水処理形態別人口の推移

※1 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水人口÷計画処理区域内人口×100

※2 計画処理区域内人口は、住民基本台帳人口。

5. し尿及び汚泥の排出状況

本町における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、表6-3及び図6-3に示すとおりです。

表 6-3 し尿及び汚泥排出量の推移

区 分		単 位	実績				
			H22	H23	H24	H25	H26
発 生 量	し 尿	kL/年	921	708	724	711	655
	浄化槽汚泥	kL/年	4,718	4,664	4,296	4,293	5,200
	合 計	kL/年	5,639	5,372	5,020	5,004	5,855
	1日平均排出量	kL/日	15.4	14.7	13.8	13.7	16.0

注) 平成26年度の浄化槽汚泥発生量の増加は、大規模浄化槽の廃止に伴う最終清掃が行われたためです。

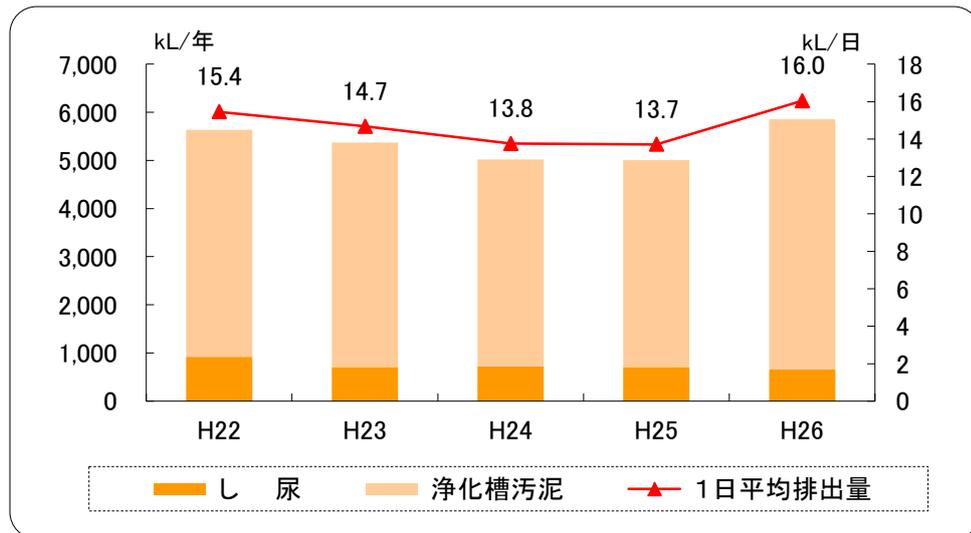


図 6-3 し尿及び汚泥排出量の推移

6. 収集・運搬

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制等は、表6-4に示すとおりです。

表 6-4 収集・運搬体制等

項 目	収集・運搬	業者数	収集回数	収集方法
し 尿	許可制	1社	随時	バキューム式収集運搬車による個別方式
浄化槽汚泥	許可制	1社	年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別方式

7. 生活排水処理施設

(1) 公共下水道

本町の公共下水道の概要は、以下に示すとおりです。

表 6-5 公共下水道の概要

項目	全体計画		事業認可	
	昭和 63 年 10 月 13 日		平成 27 年度変更	
行政面積	1,030ha			
行政人口	昭和 60 年時	22,746 人	平成 37 年時	21,400 人
都市計画区域面積	1,030ha			
市街化区域面積	518.2ha			
処理区域面積	683.0ha		668.4ha	
処理区域内市街化区域	496.2ha		493.6ha	
処理区域内調整区域	186.8ha		174.8ha	
目標年次	平成 37 年度		平成 32 年度	
排除方式	分流式		分流式	
松枝処理分区面積	337.1ha		337.1ha	
笠松南処理分区面積	85.7ha		83.1ha	
笠松北処理分区面積	34.4ha		34.4ha	
金池処理分区面積	14.2ha		11.4ha	
円城寺処理分区面積	49.5ha		40.9ha	
下羽栗処理分区面積	103.8ha		103.2ha	
米野処理分区面積	58.3ha		58.3ha	

表 6-6 木曾川右岸流域下水道各務原浄化センターの概要

項目	内容	
	全体計画	事業認可
名称	各務原浄化センター	
所在地	各務原市前渡西町 1521	
面積	約 37 ha	
処理方式	標準活性汚泥法・嫌気好気法・嫌気無酸素好気法・ステップ流入式多段硝化脱窒法	
処理能力	249,500 m ³ /日	238,750 m ³ /日
放流先河川	木曾川、境川（長良川）	

出典) 公益財団法人岐阜県浄水事業公社

(2) し尿処理施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設において処理され、その概要及び処理実績は、以下に示すとおりです。

表 6-7 し尿処理施設の概要

項目	内容
名称	岐阜羽島衛生施設組合 し尿処理施設
所在地	岐阜市境川5丁目147番地
処理区域	岐阜市、岐南町、笠松町
敷地面積	5,612 m ²
建物面積	4,612 m ²
処理能力	100 kL/日
主処理	改造型脱窒素処理方式
高度処理	凝集沈殿処理、汚泥処理設備、オゾン脱色法、急速濾過法
着工	昭和54年8月
竣工	昭和56年3月

出典) 岐阜羽島衛生施設組合

表 6-8 し尿処理施設稼働実績

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
し尿	kL/年	9,796	8,273	7,862	7,674	7,184
浄化槽汚泥	kL/年	14,158	11,748	11,270	11,121	11,917
合計	kL/年	23,954	20,021	19,132	18,796	19,101
	kL/日	65.6	54.7	52.4	51.5	52.3
浄化槽汚泥混入率	%	59.1	58.7	58.9	59.2	62.4

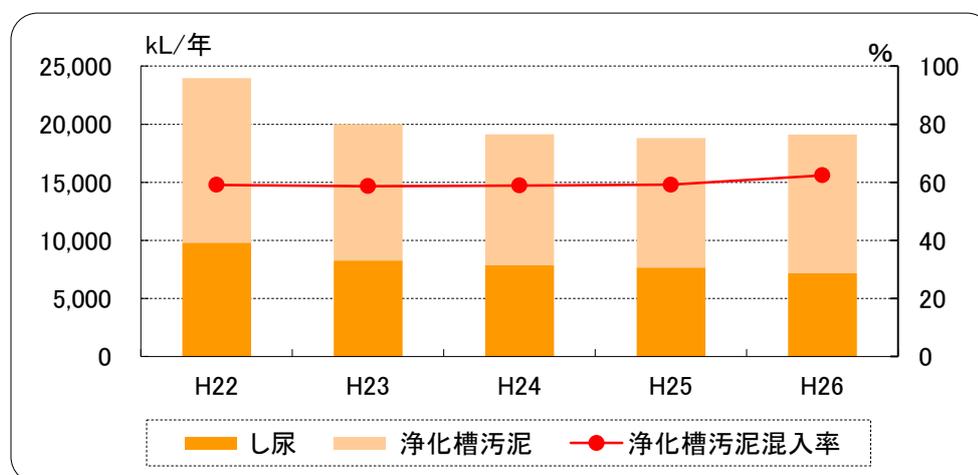


図 6-4 し尿処理施設稼働実績

8. 生活排水処理事業の課題

本町における生活排水処理の現状を考慮し生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

(1) 生活排水処理の課題

岐阜県では下水道整備の推進等による生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査」(環境省)によると、岐阜県の生活排水処理率は 80.0%でした。

平成 25 年度における、本町と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 6-9 に示すとおりです。

本町の生活排水処理率は、岐阜県及び全国の値を下回り、まだ 3 割程度の生活排水が処理されていないことから、引き続き公共下水道の整備と接続率の向上を図ることで、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

表 6-9 生活排水処理形態別人口の比較

区 分	単位	笠松町	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	22,434	2,054,775	128,393,966
水洗化・生活雑排水処理人口	人	16,076	1,644,526	107,682,361
下水道人口	人	14,910	1,288,690	92,885,977
コミュニティ・プラント人口	人	0	12,153	304,295
合併処理浄化槽人口	人	1,166	343,683	14,492,089
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	4,354	297,909	12,382,869
単独処理浄化槽人口	人	4,354	297,909	12,382,869
非水洗化人口	人	2,004	112,340	8,328,736
し尿人口(くみ取り)	人	2,004	111,836	8,242,082
自家処理人口	人	0	504	86,654
生活排水処理率	%	71.7	80.0	83.9

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査(浄化槽の 3 つの義務)の遵守状況については、岐阜県は全国でも受検率の高い地域(11 条定期検査受検率: 89.1%・平成 25 年度)ではありますが、依然として浄化槽の 3 つの義務を行っていない世帯があると推測されます。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があり、一層の周知を図る必要があります。

※ コミュニティプラント: 住宅団地等において市町村が設置する小規模な下水処理施設。

(3) 下水道整備の課題

公共下水道においては、平成 28 年 3 月に変更を行った流域関連公共下水道事業計画に基づき、下水道普及率の向上を図る必要があります。

公共下水道を整備しても、単独処理浄化槽世帯や汲み取り世帯が下水道に接続しなければ、生活排水処理は向上しません。

本町の下水道接続率は 8 割以上と比較的良好ですが、今後も公共下水道が整備された区域の世帯には、すみやかに下水道に接続するように働きかける必要があります。

表 6-10 下水道普及率・接続率の推移

区分		単位	H22	H23	H24	H25	H26
管渠延長		km	113.4	117.0	120.4	123.5	126.9
整備面積		ha	432.2	447.2	454.6	466.8	483.8
処理	面積	ha	403.0	432.2	447.2	454.6	466.8
	戸数 D	戸	6,770	6,823	7,120	7,401	7,597
	人口 B	人	17,618	17,525	18,324	18,729	18,953
下水道	戸数 E	戸	5,180	5,440	5,613	5,757	5,893
	人口 C	人	13,876	14,305	14,695	14,910	15,219
住民基本台帳人口 A		人	22,129	22,138	22,423	22,434	22,504
普及率 B/A		%	79.6	79.2	81.7	83.5	84.2
接続率	対戸 E/D	%	76.5	79.7	78.8	77.8	77.6
	対人 C/B	%	78.8	81.6	80.2	79.6	80.3

注) 各年度 3 月 31 日現在

(4) し尿・浄化槽汚泥処理の課題

平成 26 年度における岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設への搬入量は、52.3kL/日と施設の処理能力 100kL/日の半分しかありません。

今後も構成市町で下水道整備と接続率の向上が進むに従い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量は減少すると考えられ、浄化槽汚泥混入率も 6 割以上と施設の設計条件である 50%を超えていることから、処理機能への影響が懸念されます。

また、施設は稼働後 35 年が経過し、その耐用年数が近づいていることから、施設の延命化もしくは更新の検討が必要です。

なお、隣接するごみ処理施設で焼却処理を行っていたし渣及び汚泥の処理は、ごみ処理施設が稼働できなくなることから、その処理を民間業者に委託する必要があります。

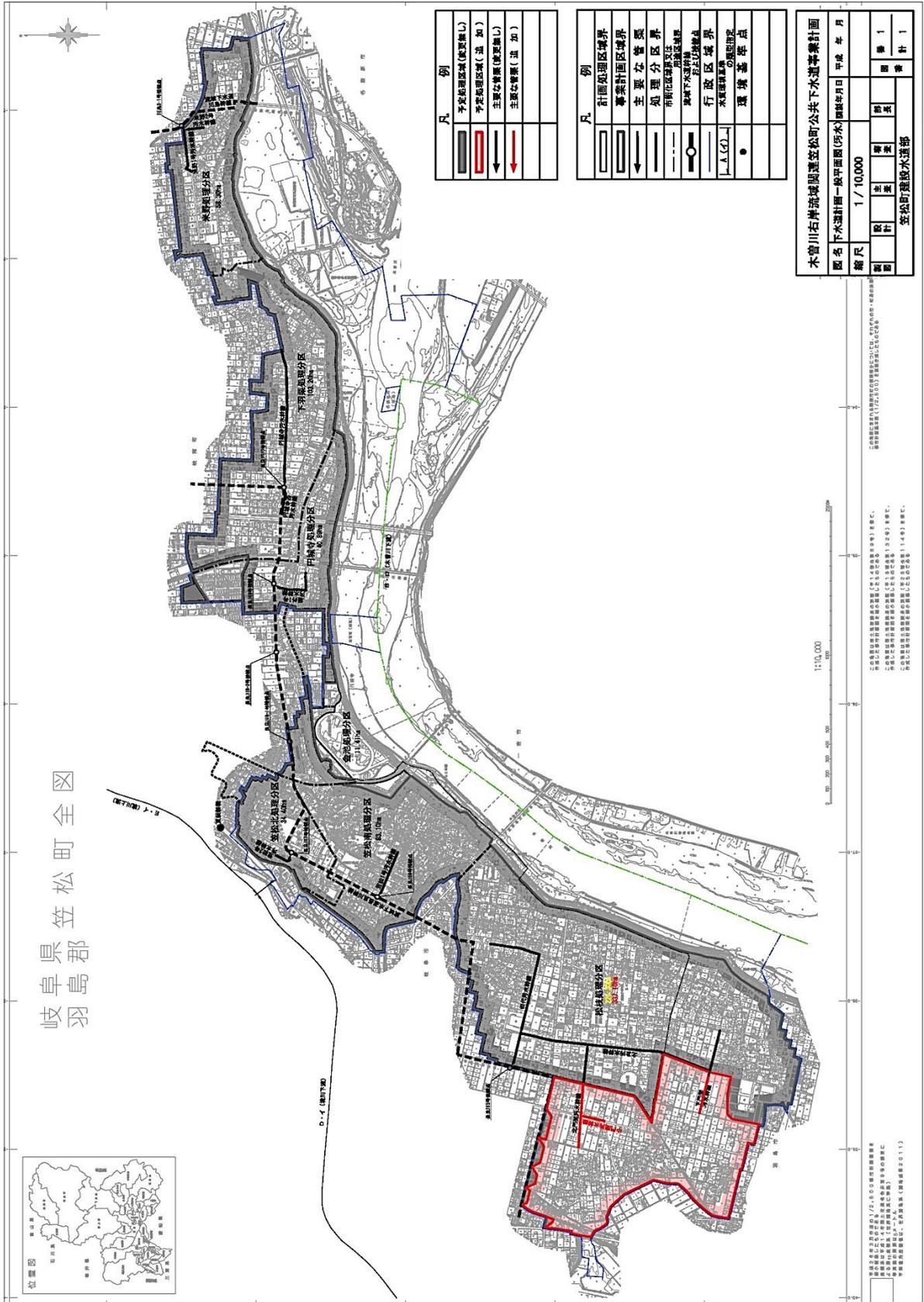
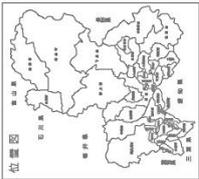


図 全町笠島郡
羽 岐 県 卓 笠 松 町



凡 例

	下水道管線(処理なし)
	下水道管線(追加)
	主要な管線(処理なし)
	主要な管線(追加)

凡 例

	計画処理区域境界
	下水道計画区域境界
	主要な管線
	処理分区界
	下水道計画区域境界
	行政区域界
	下水道計画の施設境界
	環境基準点

水巻川右岸流域圏笠松町公下水道事業計画

図名	下水道計画一般平面図(汚水)	図紙年月日	平成 年 月
縮尺	1/10,000	冊数	冊 1
面積		冊数	冊 1
笠松町建設水道部			

本計画は、国土交通省「下水道法」第11条第1項に基づき、下水道施設の整備計画として作成されたものである。なお、本計画は、下水道施設の整備計画として作成されたものである。なお、本計画は、下水道施設の整備計画として作成されたものである。

図 6-5 下水道計画図

第7章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

本町は、岐阜県の南部、岐阜市を中核とする岐阜県都市計画圏に近接しています。この岐阜県の南表玄関という地理的条件のもとで、昭和40年代から昭和50年代後半にかけて、人口の増加及び産業・経済の発展により急激な都市化現象が進み、一方では下水道等の都市施設整備の遅れから、河川等公共用水域の水質汚濁等、生活環境の悪化が進行しました。このため、平成5年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定され、生活排水対策推進計画（平成6年2月策定・平成25年3月改訂）により、快適な水環境づくりを目指し、その実現に向けた対策・啓発活動を推進してきました。

しかし、未だに生活排水が未処理で河川等に放流される世帯が約3割もあることから、本計画の基本理念として「清潔で快適な水環境の改善」を掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念のもと、「生活排水処理施設の整備」「適正処理」「広報・啓発」の3つの基本方針により、施策を推進していきます。



図7-1 施策の体系

2. 生活排水処理の数値目標

平成42年度における生活排水処理率の数値目標は、次のとおりとします。

平成42年度の生活排水処理率を、98% にします。

3. 目標達成のための取り組み

前述した目標を達成するために実施する取り組みは、以下に示すとおりです。

表 7-1 取り組み内容

No.	取り組み	内 容
基本方針 1 生活排水処理施設の整備		
1-1	公共下水道の整備	公共下水道事業計画に基づき、下水道整備を推進します。
1-2	接続率の向上	公共下水道が整備された区域の世帯には、すみやかに下水道に接続するように働きかけを行います。
1-3	し尿処理施設の整備	稼働後 35 年が経過している組合のし尿処理施設について、組合、構成市町とともに施設の延命化若しくは更新について検討を行います。
基本方針 2 適正処理		
2-1	収集・運搬	現行の許可制度による適正な収集・運搬体制を維持していきます。
2-2	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽の適正な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を、県や関係業者と連携して実施します。
基本方針 3 広報・啓発		
3-1	住民に対する広報・啓発	岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を推進します。
3-2	環境学習の実施	町内の小中学校において、岐阜県最大のビオトープ「笠松トンボ天国」等で木曾川上流河川事務所等と協働で、水質調査や河川清掃等の環境学習を継続的に行います。

4. 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の手法

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測の手法は、図 7-2 に示すとおりです。

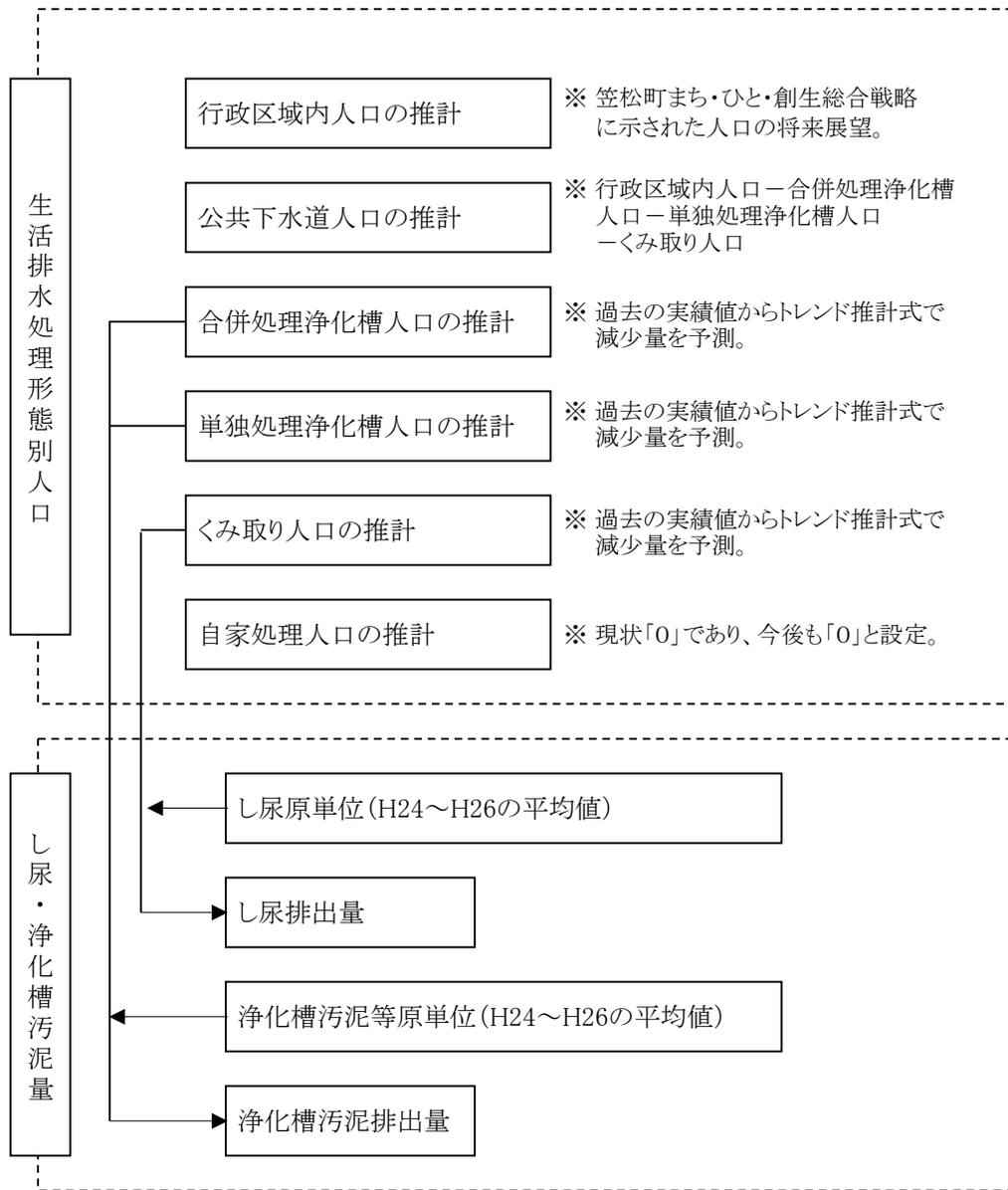


図 7-2 生活排水処理の予測手法

(2) 処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 7-2 及び図 7-3 に示すとおりです。目標年度である平成 42 年度の生活排水処理率は 97.8% となります。

表 7-2 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区分	単位	実績					予測		
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
計画処理区域内人口	人	22,129	22,138	22,423	22,434	22,504	22,535	22,195	21,850
水洗化・生活雑排水処理人口	人	15,228	15,543	15,893	16,076	16,429	18,115	20,351	21,372
公共下水道人口	人	13,876	14,305	14,695	14,910	15,219	17,132	19,498	20,631
合併処理浄化槽人口	人	1,352	1,238	1,198	1,166	1,210	983	853	741
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	4,558	4,499	4,474	4,354	4,101	3,080	1,284	324
単独処理浄化槽人口	人	4,558	4,499	4,474	4,354	4,101	3,080	1,284	324
非水洗化人口	人	2,343	2,096	2,056	2,004	1,974	1,340	560	154
し尿人口(くみ取り)	人	2,343	2,096	2,056	2,004	1,974	1,340	560	154
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	68.8	70.2	70.9	71.7	73.0	80.4	91.7	97.8

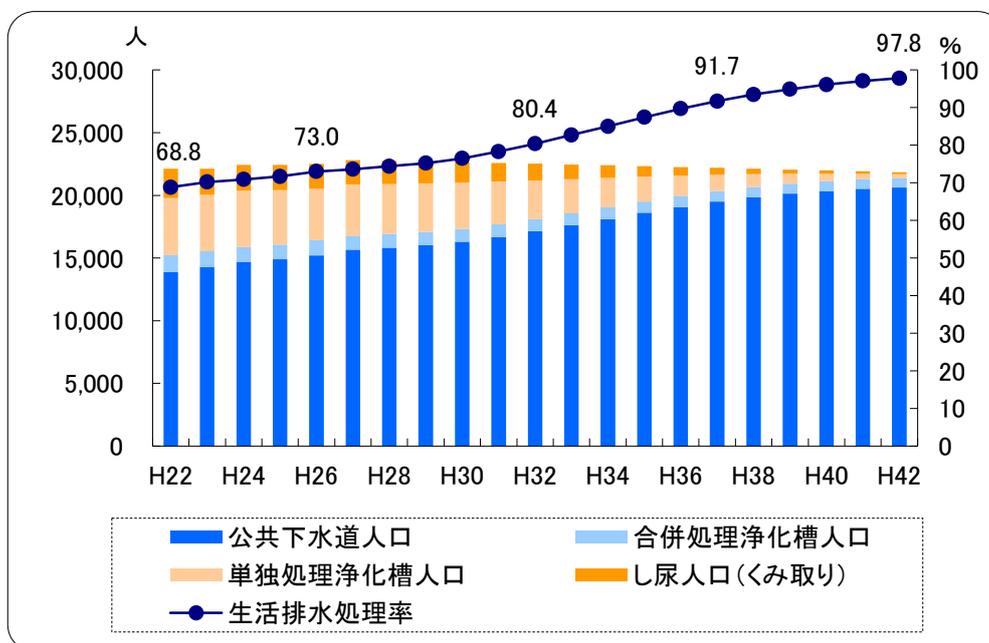


図 7-3 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 7-3 及び図 7-4 に示すとおりです。

表 7-3 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測結果

区分		単位	実績					予測		
			H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37	H42
発生量	し尿	kL/年	921	708	724	711	655	464	194	53
	浄化槽汚泥	kL/年	4,718	4,664	4,296	4,293	5,200	3,405	1,791	893
	合計	kL/年	5,639	5,372	5,020	5,004	5,855	3,869	1,985	946
	1日平均排出量	kL/日	15.4	14.7	13.8	13.7	16.0	10.6	5.4	2.6

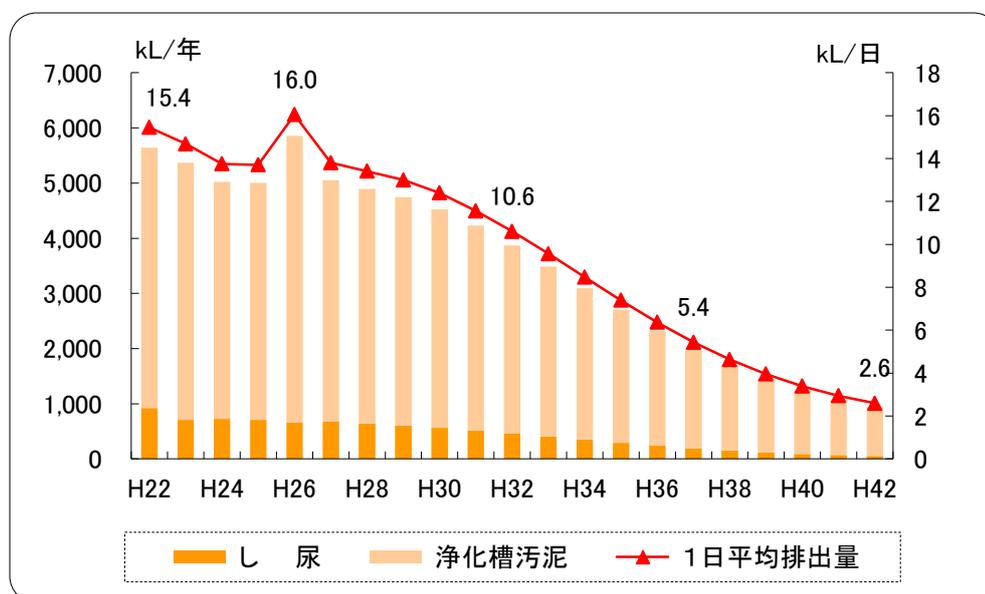


図 7-4 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥については、これまでどおり、組合のし尿処理施設において適正処理を実施していきます。

(1) 収集・運搬計画

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

(2) 中間処理・最終処分計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、組合し尿処理施設にて処理し、発生したし渣及び汚泥は民間業者に処理・処分を委託します。

6. 広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「^よ四い心がけ」

- ・ 流さない 水切りネットや ゴミかごで
- ・ 流さない 廃油回収 再利用
- ・ 流さない 洗剤適量 少なめに
- ・ 流さない 小さなゴミも 空き缶も

第8章 計画の推進

1. 地球温暖化への配慮

日本における平成 26 年度の温室効果ガス排出量のうち、廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は約 2%を占めており、基準年(平成 17 年)から比較すると 5.1%減少しています。

気候変動枠組条約第 19 回締結国会議 (COP19) において表明した 2020 年度の温室効果ガス削減目標である 2005 年度比で 3.8%減とする目標を達成するため、化石燃料を原料としているペットボトルやプラスチック製容器包装のリサイクルや、ごみの発生抑制を進めることで、今後より一層の「循環型社会形成」を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進員会議等で計画の進捗状況を報告するとともに、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報かさまつ」等により情報提供を行います。

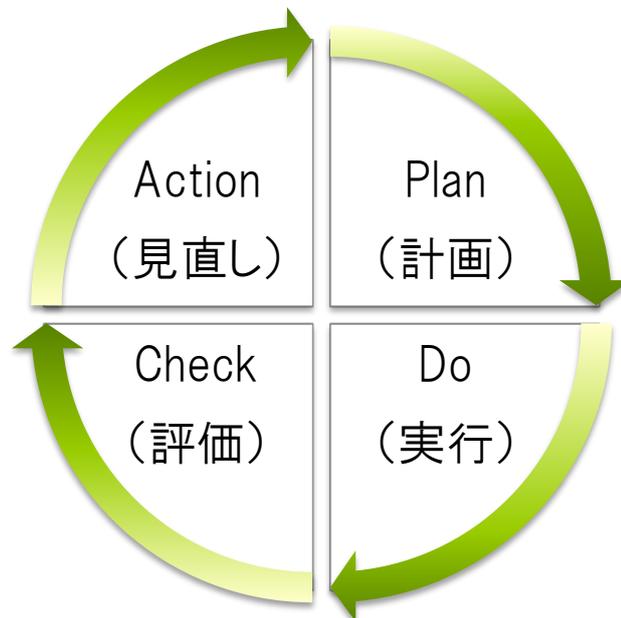


図 8-1 PDCA サイクル

資 料 編

資料1 本町の概況	63
1. 位置と自然環境	63
2. 社会環境	65
資料2 ごみ量の将来予測	74
1. トレンド推計の方法	74
2. 個別予測の結果	75
3. ごみ量の実績及び将来予測	94
資料3 生活排水処理の将来予測	99
1. 生活排水処理形態別人口の予測	99
2. し尿及び汚泥発生量の予測	101
資料4 アンケート・パブリックコメント	102
1. 家庭のごみと資源に関するアンケート集計結果	102
2. パブリックコメント	109